

第四百十二回 参議院外交・防衛委員会會議録第十六号

平成十年五月十九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十四日

辞任

上杉 光弘君

補欠選任

野間 勉君

出席者は左のとおり。

委員長 及川 順郎君
理事 須藤良太郎君
武見 敬三君
吉田 久君
高野 博郎君

委員

國務大臣

政府委員

外務大臣 小淵 恵三君
防衛大臣 久間 章生君
防衛庁長官 佐藤 謙君
防衛庁防衛局長 太田 洋次君
防衛庁運用局長 鶴田 勝彦君
防衛庁整備局長 鶴田 勝彦君

外務大臣官房審議官 海老原 紳君

外務省総合外交政策局長 加藤 良三君

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 阿部 信泰君

外務省アジア局長 阿南 惟茂君

外務省北米局長 高野 紀元君

外務省欧亜局長 西村 六善君

外務省経済局長 大島正太郎君

外務省経済協力局長 大島 賢三君

外務省条約局長 竹内 行夫君

大蔵大臣官房審議官 中井 省君

大蔵省国際金融局長 黒田 東彦君

海上保安庁次長 長光 正純君

事務局側 大島 弘輔君

常任委員会専門員 内藤 昌平君

説明員 外務大臣官房領事移住部長 内藤 昌平君

本日の会議に付した案件

○国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

(インドネシア情勢に関する件)
(インドネシア在留邦人の保護に関する件)
(インドの地下核実験に関する件)
(核廃絶に関する件)
(周辺事態に関する件)
(対人地雷全面禁止条約に関する件)
(サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付))

○国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(及川順郎君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、上杉光弘君が委員を辞任され、その補欠として野間勉君が選任されました。

○委員長(及川順郎君) 国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件及び国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件、以上二件を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。小淵外務大臣。

○國務大臣(小淵恵三君) ただいま議題となりました国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。
この議定書は、昭和五十九年五月にモントリオールで開催された国際民間航空機関の臨時総会

において作成されたものであります。

この議定書は、昭和五十八年に大韓航空機が撃墜された事件を踏まえ、同様の事件の再発を防止するため、国際法の原則である民間航空機に対する武器の不使用を国際民間航空条約上の義務として明文化すること等を内容とするものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、国際民間航空の安全の増進に貢献するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、昭和五十五年十月にモントリオールで開催された国際民間航空機関の第二十三回総会において作成されたものであります。

この議定書は、航空機の国際的なリース等に関連して、航空機の登録国が国際民間航空条約に基づいて負っている一定の任務及び義務を運航国に移転することができること等について定めるものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、国際民間航空が安全に発達することに資するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(及川順郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
両件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

す。

○委員長(及川順郎君) 次に、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○須藤良太郎君 インドネシアとインド問題につきまして御質問させていただきます。

まず、インドネシアの情勢でありますけれども、これは極めて憂慮すべき事態になっておるといふことでありまして、しかも今情勢が目まぐるしく動いているというふうに思うわけであります。この重大な邦人保護につきましては次に御聞きたいと思いますが、まず現時点におきましてインドネシア情勢につきまして御報告いただきたいと思ひます。

特に、既に思いがけない死傷者を相当出しておるわけでありまして、伝えられるところによりますと、あす二十日には九十年前の民族覚醒の日の記念日に向けて緊張が高まる可能性は極めて大きい、こういうふうに見られておるわけでありまして、したがって、これに向けた学生なり民衆の動きあるいは当局の政治的対応はどうなっておるか。また、きのうからはスハルト大統領の退陣要求等、非常に大きな動きが見られるわけでありまして、この辺につきまして御報告をいただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 外務省の中にオペレーションセンターを設けて、二十四時間体制で今このインドネシア情勢に対応させていただいております。お許しをいただきまして、現下八時三十分現在の状況につきまして御報告をさせていただきます。

まず第一に、十八日午後、ハルモコ国民協議会議長兼国会議長が国会指導部の総意としてスハルト大統領の退陣を求める声明を発表したことは予想外の出来事で、本十九日に国会各派代表間で正式に協議の上大統領に報告されたというところであります。そして、十八日の夜、国軍の動向といたしましては、四軍、陸海空・警察の参謀長及びブラ

ボウオ戦略予備軍司令官との協議の直後、ウィラント国防・治安大臣兼国軍司令官が会見をいたしました。ハルモコ国会議長の発言を個人的なものとみなし、大統領の職責は内閣改組の実施、現在の危機の克服等であると述べつつ、改革評議会の設置による改革の推進を主張いたしておると聞いております。

次に、当面の見通しであります。スハルト大統領の意向を事実上反映して国軍は当面政権を支える姿勢を表明したものと見られますが、これにより国民の落胆と強い反発は必至の情勢であります。二十日に予定されている学生等の大規模行動は広がりを見せ、大統領退陣を求める世論が高まる可能性が高い。国会があくまでも退陣を求める臨時国民協議会の開催を求めれば、四カ月以内に開催されることとなります。

当面は、本十九日にスハルト大統領による国民への現状の説明が予定されていること、また同日がトリサクティ大学での学生六名の死亡から一週間目であること、さらに二十日の国民覚醒の日の大規模行動の広がり、規模等が注目されているところでございます。

それに対しまして我が政府としてどのように対応してきたかというところについて敷衍させていただきますが、インドネシアの在留邦人等を安全に避難させるべく最大限の努力を行っておりますところでございまして、具体的には、情勢の変化に応じて海外危険情報・危険度一、注意喚起から危険度四、家族等退避勧告まで段階的に上げて対応してまいりました。また、在留邦人の出国の便宜を図るため、日本航空及び全日空に対し臨時便の運航を要請し、十七日から二十二日にかけて計二十便が増発されることになりました。なお、チャーター便も十九日に四便運航する予定でございまして、さらに、自衛隊法第百条の八に基づき、緊急事態に際してこれら邦人等の輸送を自衛隊が行うことができるよう、私より防衛庁長官に対しその輸送の準備行為として自衛隊機のシンガポールへの移動、待機の依頼を行いました。

なお、インドネシア情勢につきましては、十七日に家族等退避勧告が出されておりますが、さらなる対応につきましては現地の情勢を見きわめつつ検討いたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○須藤良太郎君 一万八千、二万人近い邦人がおったわけでありまして、残っているのはどのくらいということになりますけれども、その辺につきまして伺いたいと思ひます。

○説明員(内藤昌平君) 現地には一万人を超える在留邦人がおられまして、さらに短期滞在者が旅行者その他おられたということで、スタートラインから正確な邦人数の把握は極めて困難でございましたので、あくまでも推定値とその後の出国者数の記録等を勘案して推定値を出さざるを得ません。

それによりますと、これまで十三日間、すなわち五月六日から十八日一週間で約一万名が出国されております。ただ、これは日本に帰国された数でございまして、近隣の国に一時避難をされておられる数はまだ把握できておりません。その数を当分の数から差し引きますと、現在七千五百名程度の方がまだインドネシア国内に残留しておられると推定されます。

○須藤良太郎君 一応あすが非常に大問題なわけですから、きょうも相当退避させられるというところであります。

○説明員(内藤昌平君) 本日、最大限の退避を商業便において実現すべく私どもが努力いたしました結果、既存の定期便はもう満杯でございますが、加えて臨時便の増発、さらに外務省が契約しましたチャーター便四便等々、合わせて現在五千八百三十名分の座席数を確保してございまして、

○須藤良太郎君 いずれにいたしましても、重大な事態でございまして、万全の上にも万全を期していただきたい、こういうふうに思うわけでありまして、

暴動 騒乱の一つの元凶とも言うべき問題ですけれども、経済危機はもう明らかでありますけれども、やはり食糧不足がこれをおおるといふことではないかと思っております。そういう意味で、日本を初め各国は支援体制をとったわけでありまして、現にこの食糧等は現地に着いているのかどうか、その辺おわかりになれば教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(阿南惟茂君) インドネシアに対する支援は、現在のインドネシアが経済構造改革等をやっている中で、社会的弱者と最近よく表現しておりますが、そういう人たちにしわ寄せが行くというところで、我が国の対インドネシア支援もそこに一つの重点を置いております。そして、既に医薬品の不足がもうことしの三月ぐらいから相当逼迫しておりますので、それについての支援は実施をしております。

米につきましては、先般の対インドネシア支援で六十万トン程度の米を支援するということを決めておりました。これは当初から本場に米が不足するのは九月ごろからだ。ただ、その不足いたしますとお米の値段が一カ月ぐらい前から相当上がるんじゃないかというふうなことで、八月ごろをめどにこの輸送と申しますか現地に着くような手配をこれからするところでございます。したがって、米はまだ現地に着いてはおりません。

○須藤良太郎君 邦人の安全ももちろんですが、でも、ぜひインドネシアが平和な国に戻るよう、各方面の御努力をお願いしたいと思ひます。

次に、インドの問題について伺いたいと思ひます。

インドの核実験につきましては、先般のサミットにおきまして、被爆国しかも非核保有国ということ、日本の主張は極めて重かつたものであったと思っております。そういう意味で、今回の声明文が出されておりますけれども、この作成に当たってどういふ議論があったのかよくわかりませんが、その辺もしわかれれば若干説明して

ただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(阿部信泰君) パーミンガム・サミットでの議論でございすけれども、G8各首脳はインドの今回の核実験実行を極めて遺憾とするという点で意見が一致しまして、その結果、声明文にこれをまとめるということで御承知のような非常に強い非難の声明ができたというふうに承知しております。

その中では、インドに対して、これ以上の実験、核兵器、弾道ミサイルの配備を行わないよう求めるということ、それから、無条件に核不拡散条約、CTBTに従い、核兵器に必要な核分裂物質の生産禁止をするという条約の交渉に参加するよう求めるというように求めております。

○須藤良太郎君 G8声明におきましては制裁措置は入っていないように思われますけれども、制裁をする国、制裁をしない国、この二つに分かれておるようでございす。これは考えると本当に大変な問題であると思われ、大臣としてはこの面につきましてどんな感想をお持ちであるのかお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 今次サミットのG8が、インドのたび重なる核実験が核実験禁止、不拡散体制の強化という国際社会の努力に逆行するものでありまして、また地域的及び国際的平和と安全に悪影響を及ぼすものであると非難いたしました。いたしましたが、須藤委員が今お話しのように、八カ国中四カ国は核保有国でございす。また、インドに対する対応につきましてもおのおの差異があるように見受けられておりまして、その点なかなか複雑な意味での国際情勢をあらわす姿であらうというふうに認識をいたしております。

我が国としては、当然のことながら、我が国の立場を強く主張いたしておるところでございす。その点については、核保有国あるいは非核保

有国のそれぞれの国につきましても我が国の立場はそれなりに理解をしておると思ひますが、最終的に一致して決議となりますと、これは満場一致の立場でございすのでなかなかそこに至らなかつたというところは残念のきわみであります。

これは我が国が橋本総理が強く主張いたしまして、我が国の立場が普遍的に、それぞれのG8を中心にしての国はもとよりであります。国際社会の中で理解を深く求められることとして努力を傾注しておるところでございす。

○須藤良太郎君 核廃絶への道は非常に険しいものがあるというふうに感ずるわけでありますけれども、ぜひ日本外交としては強いリーダーシップを持ってこの面に取り組んでいただきたい、こういうふうに希望するわけであります。

もう一つは、日本のインドに対する制裁措置は、無償を要する、それから新しい円借款はストップする、そして国際開発金融機関による融資の再考等々が既に打ち出されておるわけであります。今、駐インド大使が帰国中の方であります。この制裁措置は今後のインドの出方によってさらに変更、追加するようなお考えがあるのか、また、インドの出方等についてどんな見方をしておるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(阿南惟茂君) インドに対する措置につきましましては、先生が今言及されましたようなことを決めたわけでございす。もちろん今後のインドの出方次第という要素はございすけれども、今回日本国政府がとりました対インド措置は相当強いものでございまして、国際的にも恐らく実質的には一番内容のあると申しますか、意味のある措置であつたというふうに考えております。

今現在、これに追加して措置をとるということには考えておりません。

○須藤良太郎君 駐インド大使が見えておりました、何かインドの情勢について聞いておればお伺いしたしたいと思います。

○政府委員(阿南惟茂君) インド駐在の平林大使は召還ということではなく、一定の時期を経てから

本省との協議ということで帰ってこられたわけだと思ひます。外務大臣、総理に報告をされた。

インド側がなぜ核実験をするに至つたか、主としてインド側の主張を大使なりに理解されて大臣や総理に報告をされました。日本の今回とつた措置がこの状況に照らして非常に的を射たものであるという現地大使の判断、そしてインド側も日本国民の核に対する感情というものはよく理解している、そういう状況の中で、日本のとつた措置は先ほど申し上げましたように実はこれからじわじわ効果が効いてくると思ひます。それが、それに対して当面強烈に反発が出てきているというようないふ状況ではない等々の報告を大使から伺っております。

○須藤良太郎君 それでは最後に、パキスタンの問題でありますけれども、これはインドの実験の関係でパキスタンの動きが非常に注目されておるわけでありす。既に外務省長官が特使として派遣されておるわけでありすけれども、外務大臣はどんな報告を室長から受けておられるか。また、いろいろなパキスタンが外国に根回ししているというふうな報道もされておりますけれども、これからパキスタンはどういう形で出てくるのか、それに対して政府はどう対応するのか、その辺もその間お聞かせいただければお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 登録特使はシャリフ首相、アユブ外相とも会談いたしました。シャリフ首相には核実験を行わないよう強く求める橋本総理の親書を手渡しました。また、カラマト陸軍参謀長らと会談する予定でございす。

特使の報告によれば、アユブ外相は何かパキスタンの国益にかなうかについて注意深く検討していただけたとのことであり、核実験を行う決定がなされたとの発言はなかつたと承知いたしております。また、シャリフ首相につきましましては、あらゆる要素を考慮して何がパキスタンにとって最も良か慎重に検討中だと述べたと報告を受けております。

パキスタン政府としては、我が国を含む国際社会の働きかけもあり、これまで核実験の実施について性急な決定を避けてきたものと考えられますが、我が国としては、パキスタンまでもが核実験を行うようなことがあつてはならないとの立場から、引き続き同国に対し最大限の自制を求めてまいりたいと思ひます。

ます。

実は、アユブ外相につきましましては、ことしの三月に訪日されまして、私自身も会談をいたしました折に、このインド並びにパキスタンの関係からいって、お互い慎重な対応をしてほしいと強く要請いたしておつたところでございす。パキスタン側が先般核弾頭を積載して飛ばすことのできるロケット実験を行ったというふうなことがあつて、インド側の主張によりますれば、そうした行為に対して自衛の意味で核実験を行ったんだというところでございす。

また、このインドの核実験に呼応してパキスタンがこのようなことを行うということに相なりますれば、まさに目には目をということになるわけであります。何としてもパキスタンの自制を強く求めていきたいということで総理特使を送つておるところでございす。

この点につきましましては、その前に米国のいたしたとしても非常に本件について細心の留意をいたしておるところでございまして、米国のいたしたような話し合いを行つて強くパキスタン側に自制を求めておると聞いております。

いづれにいたしましても、特使があつた帰国いたしましたので、私が今御報告を申し上げました点について文書をもって報告を受けてはおりますが、現実にはどのようなお話し、すなわち我が国に対してどのような考え方をさらににお話しされておつたかというのを十分聴取の上、さらなるパキスタンに対する我が国の強い意志を明らかにすることができるとか、帰国後直ちに直接意見を聴取した上でまた判断をさせていただきます。このように考えております。

○須藤良太郎君 世界もそうですけれども、特にアジア外交は極めて重大で厳しい状況にありますので、ぜひひとつしつかり対応するようにお願いいたします。質問を終わります。

○吉田之久君 それでは、私はまずパーミンガム・サミットに関して二、三御質問をいたしたいと思います。

このサミットで橋本総理はエリツィン大統領と約三十分間会談をされたというふうに聞いております。領土問題に関しても何らかの話し合いがなされたのか、あるいは話し合いとまではいかなくとも何らかの感通をつかまれたのかどうか。あるいは川奈会談での総理の提案について、我々が聞くところによりますと、ロシア側の回答はたまたま検討中であると伝えられておりますけれども、それならば秋に総理がロシアを訪ねるときには回答があるかと期待してよいのか、まずこの辺のところをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 今次首脳会談は川奈会談以来一カ月もたないうちに再度行われたわけでございますが、エリツィン大統領は、総理の提案につきましても現在検討中であり、その回答は秋に予定される総理の訪ロのときに行いたいという考えを述べられたということでありまして、私もいたしまして、橋本総理の提案にエリツィン大統領の理解が得られ交渉が進展すること

を期待いたしておりますし、今お話しのように、秋にということでございますれば、その前に私自身もまた訪ロいたしまして、総理がロシアに参ります正式の会談の前に、平和条約締結のための作業の加速化のために一層努力をしてみたいという、このように考えております。

○吉田之久君 いろいろ大事な局面でございますから、小淵外務大臣も一層その辺の御努力をよろしくお願い申し上げます。

次に、五月二十五日に天皇、皇后はイギリスを訪問されることになっておりますが、このことについて、今度のサミットで総理からブレア首相に対して何らかのお話はされたのでありましょ

うか。というのは、第二次大戦中に日本の捕虜となつた元イギリス兵の抗議行動があるやに伝えられておりますだけに、国民も大変心配していると思うのでございますが、その点いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 今般の日英首脳会談では、橋本総理から、近く迫りました両陛下の御訪英が現在の日英関係の豊かな協力、将来の展望にかながみても成功するよう心から祈るような気持ちで準備しておると申し述べ、ブレア首相よりも、全く同感で英関係としても万端漏れなきを期して準備をしておる、こういうことを述べられたというところでございます。

今、吉田先生御指摘の問題につきまして、この英人今、元戦時捕虜の問題につきましては、ブレア首相も、少数ではあるが依然として強い記憶と意見を持つてゐる人々がおられますので、この人たちが何らかの意思表示をすることもあり得るのではないかと述べられたと聞いております。これに對して総理からは、この問題の存在はよく承知をいたしており、我が国としても決して過小評価しておらず、駐英大使も懸命に日本としてこれらの人々との対話と理解に努めておりますので、英側でもぜひよろしく御対処願いたいと述べられました。

○兩陛下の御訪英は全体として極めて良好な日英関係象徴するものでありまして、両陛下は英女王陛下の賓客として英国民の大多数から温かい歓迎を受けられるものと確信をいたしております。また、現地英国には相当数の我が邦人の方々もおられますし、そういった意味で今回の両陛下の御訪英について現地でお迎えをするということの大変歓迎のお気持ちもあるようでございます。こういう中であつて、今申し上げましたような点につきましてもいささかも残念なことが起こることのないように全力を挙げて今努力をしておりますし、英政府もそのような気持ちであります。また、私も一週間前にロンドンに参りまして、

ロビン・クック外相にも同様の趣旨をお伝えしておりますので、ぜひ成功のうちに御訪英が終わられることを強く期待いたしておるところでございます。

○吉田之久君 くれぐれも万般の配慮がなされましように、外務大臣初め皆さん方の一層の御努力をよろしくお願いいたしておきたいと思ひます。

次に、サミットで、ロシアを除く七カ国での経済に関する特別声明、それからさらに八カ国による首脳宣言が発表されました。グローバル化の中で日本の景気回復に対する期待が極めて強い関心事であつたと思われましても、十六兆円の財政出動はかなり評価されたと思ひます。この辺のかどうか、各国の理解が得られたと考えてよいのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

要するに、我が国の経済運営についての総理の説明はこの段階からまさに一種の国際公約になつたと思つておられます。当然、結果責任も問われましても、この際、改めてその辺の事情を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(小淵恵三君) 今回のサミットで、総理から、減税と社会資本の整備による内需拡大、不良債権問題等の本格的処理と金融システムの強化、構造改革の実行という三つの柱から成る我が国の経済運営につきまして十分御説明をさせていただきます。これに對しまして、今回のG7首脳会合の議長声明にもございますように、主要国首脳より強い歓迎を受けたところでございます。一週間前に行われました蔵相・外相会談におきましても、そのレベルでも同様の考え方を各国とも述べられたわけでございますが、首脳会談におきまして、そのような御説明を多とすると、我が国の対応を受けたことにつきましては、我が国のこの運営について理解がさらに深まったものだといふように認識をいたしております。

○吉田之久君 次に、インドの核実験の問題についてお伺いをいたしたいと思います。先ほど須藤委員もお触れになりましたとおり、

まさに重大な問題でありまして、各国とも非難と制裁をめぐつてのいろんな論議が展開されたようでありましても、結果的に日本、アメリカ、カナダの三国は極めて強い姿勢をとつてゐるのに比しまして、ロシア、フランス、イギリスなどは少しニュアンスが違つてゐると思ひますし、またドイツ、イタリアはどうなのか。

要するに、この問題に對してそれぞれの国々のグループでシンパシーの違いがあるのか。それともベナールティの糾し方について、現に今日までODAなどかなり援助を膨大にしている国とそうでない国があつて、そうでない国では特にベナールティの糾しようがないではないかといふような事情があつてそういう傾向を生んでいるのかどうか、その辺のところを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(阿南惟茂君) 今回のサミットでは、G8としてインドの核実験を非難したという点では歩調がそろつていたわけでございますが、先生が言及されたように、各国のインドに対する措置はいろいろ違いがございます。この原因は、例えば援助の仕方の違いという点もございまして、基本的にはやはり核実験に対するその国政府の姿勢の違い、自国がやってきた経緯等も踏まえた違いがあると思ひます。

我が国といたしましては、核に對する日本の基本的立場、被爆体験のある日本国民の感情等を踏まえてインドに強いメッセージを送るということと、そしてまたパキスタンへこれが波及しないように何としても阻止しなくちゃいかぬということから強い措置をとつたわけでございます。また、強いて国によつて違つたという観点からは、日本の場合、先年中国に對してとつた措置等も参考の一つにはしたといふようなことで、もろもろの要素で各国の対インド措置にはばらつきがあるといふことだと考えております。

○吉田之久君 国民の多くは大変憤慨しております。おれたちの努力によつて持ち出されてゐるODAなどがめぐりめぐつてインドの核実験に発展

していると思えばもうたまらないという感じでございますまして、まさにそのとおりだと思います。したがって、他国はどうあらうとも、我が国は断じて制裁をしなければ国民に対して申しわけが立ちませんし、また世界に対しても日本のあかしが立たないと思うわけでございます。

つきましては、無償資金協力は昨年三十一億円でありますが、これは既に予算化されておるのであります。しかし、いかにストロップされるべきだと思いますが、いかにございませうか。それから、円借款は昨年千三百億円で、聞いているよりも、この供与もことは当然ストロップするから、これは凍結されなければならぬと思うのでございませうけれども、いかがでございますか。

○政府委員(大島賢三君) インドに対しますODAの供与につきましては、ただいま先生から御指摘のございましたように、無償資金協力については大体三十億円ないし三十五億円で、最近の数字でございます。円借款につきましては一千三百億円のレベルの供与が行われております。

今般の核実験を受けまして、政府の措置として既に発表されたところでございませうけれども、無償資金協力につきましては新規の供与については停止をする、円借款の供与につきましても新規の供与を停止するということが決定をし、加えまして六月末にインドに対します支援国合会、これは世銀主催で行われる慣例でございますけれども、東京で開催を予定しておりましたが、この開催延期、開催を日本がホストするということにつきましては見合わせをするようにいたしましたところでございます。

つけ加えますと、インドに対します世界銀行とかアジア開発銀行等におきまして国際開発機関を経由する対インド援助につきましても、日本としては慎重に対応していくという措置もあわせ発表したところでございます。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、経協局長から報告申し上げたとおりでございますが、無償につきま

しては、金額の多寡を申し上げるわけではありませんが、そう大きな額じゃない。しかし、有償につきまして新規をこうした形でストロップすることにつきましては、インド側も我が国の態度に対して大変きついな態度だというふうな受けとめ方をされておるようです。

もちろん実験をやってしまった上ですから、それ以前からある意味で、我が国の対応についても具体的に申し上げることはいたしませんでしたが、そうしたことが起こらないために、もし起こった場合には日本としては非常に厳しいです。というところは申し上げておたのでありますが、インドとしてはそういう受けとめ方をしております。

したがって、こういうことは同時に隣国のパキスタンにおきましても、我が国が最大の援助国ということをお考えなす、いろいろな意味で今回の問題について日本側のきついな対応というものが、いい意味でこうしたそれぞれの国の対応についても日本の厳正な対応というものがそれなりに効果を与えるものだといふふうに認識をいたしておるところでございます。

○吉田之久君 今の大臣の御答弁、またそういう対応の姿勢はまさにひとつだと思ひますし、大いにしつかり日本の態度を表明していただきたいたいと思うのでございませうが、さきながら隣国の中国が核実験をやった場合には、これは距離的に見ましてもインドより確かに日本にとっては脅威です。中国の核実験の場合には円借款の停止はしていない。そして、インドは今日まで極めて親日的な国でありました。

今般の実験をやったことはまさに残念至極、けしからぬと思うのでございませうけれども、その辺はODAの原則等に照らしてバランスを欠くことにはならないだろうかという一種の国民の疑問もあるわけなのでございませうが、この辺はどのように御説明なさいますか。

○政府委員(阿南惟茂君) 確かに御指摘のような中国に対する措置と今回のインドに対する措置の

違いはございますが、これはいろんな要素がございます。

一つは、いいことだとはもちろん言えないわけでございますが、中国はあの時点で既に核保有国であつたわけでございます。それがCTBTに署名する直前に最後の実験ということをやった。しかし、それはそれで許せないということで無償の凍結ということをやりました。

先ほど申し上げましたように、今回はパキスタンへの波及という要素もございませう、いろいろな要素を勘案して、先年中国にとつた措置との違いはあるということでございます。

○吉田之久君 そこで、パキスタンの問題なんです。我が国としてこのパキスタンをどうなだめるべきであるかという問題は世界的外交上も極めて深刻かつ非常に難しい問題だと思ひます。普通の常識からいへば、目には目を、歯には歯を、で、インドがそうするならばおれたちも持つていけるんだぞという常識で開始するのがあるやうなあれあれひとつの常識ではあるかと思ひますが、それをし始めたのでは無限なく核実験というものが連鎖反応を起こして、あるいはイスラエルやイランや、場合によっては北朝鮮にも及ぶかもしれない。そうすれば、世界の将来というものは暗たんたるもの、危険千万でございませうから、どうしてもパキスタンをなだめるしかない。

その仕方ですが、パキスタン側にとつてみれば、既に向こうの首相や外務大臣も言っておりますように、要は時間の問題だ、やることだけは間違いないのだと、実験をやることを示唆しているようであります。一部穏健派もあるように聞いておりますけれども、全然やらなかったら、反応しなかつたら、黙って指をくわえておいたら、やっぱりパキスタンには核実験の能力はないんだというところを天下に証明したことになりかねない。この辺の悩みは大変なものだと思ひるのでございますが、どのようにパキスタンに対していろいろとりなしていけるのか、日本としてあるいは諸外国と一緒にどうなされるべきであるか、

お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) まさに吉田先生御指摘のところは国際政治といひますか、厳しいそれぞれの国の対応、またその国々を率いている方々、政治家、責任者の対処の仕方の難しい点じゃないかなと率直に思わざるを得ないところでございませう。

先ほど御答弁した中で、パキスタンのアユブ・カイン外相が来られました。一方的にインドが核実験を実施するのではないかと、そういうことに対して、CTBTに加盟する、NPTに加盟することにつきましては、インド側の対応が唯一だと、こういうことを言っておられた、その反面が今度はインド側にもあつて今日のようなことになったんだらうと思ひます。

しかし、今の時点でいへば、インドが起こした核実験が誘発をしてパキスタンに同様なことが起こつてはならないというところで、最大限の努力を関係国がいたしておる。関係国のそれぞれのパキスタンに対する影響力の行使の仕方については、いろいろ過去の歴史的な経過もありまして、長い間パキスタンとの友好関係を持っておる大国もございませうし、そういった点でそれぞれにやられております。アメリカはアメリカとして、先ほど御報告申し上げたような形で直ちにタルボットさんを送つておるといふことでございませう。

日本としては、先ほど来申し上げておりますように、経済協力という意味でパキスタンに対して我が国は大変な協力を申し上げておるところでございます。そのことにつきましては、インドに対して我が国のとつた対応等から考えましても、パキスタンみずから、かりそめにもそうしたことを行えば、どういふふうな対応を受けざるを得ないかというところは十分承知をいたしておりますので、念を入れて我が国の立場を十分説明して自制を求めているといふふうに考えておるところでございます。

○吉田之久君 今も外務大臣がお述べになりましたNPT、CTBTにせめてこの段階でインドと

パキスタンが同時に加盟すること、それがまず望まれる最初の大事の一つの解決への糸口ではないかと思うのでございます。さてそういう問題を考えるときに、今日現在インドという国は非核保有国なのか、あるいは既に核保有国の中にカウントすべきなのか、この辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(阿部信泰君) インドが核保有国であるかどうかというところでございますが、二つございまして、事実関係として核爆発装置を持つておるかどうかということについて言えば、これは実験をしたわけですから保有しているということかと思ひます。核保有国と言ふときには、例のNPT、核拡散防止条約上の核兵器国であるかどうかというものがございまして、これは条約上、一九六七年以前に爆発実験を行った国ということで現在の五つの核保有国がこの核兵器国に当たるわけですが、その意味においてはNPT上の核兵器国ではないということかと思ひます。

○吉田之久君 大臣にお願いを申し上げますが、要するに今日、世界の経済大国である日本、しかし断じて核を持たない国日本、それがこういういろいろな核実験がなされたりする局面にあって、今後我が国はどうすべきであるか、それはもう理由のいかんを問はず核実験をやる国に対しては今後一切援助はしないということしかないと思ひます。その辺を改めて決意していただきたいと思いますのでうか。

○国務大臣(小淵恵三君) インドがこういう核実験を行ったというこの背景の中には、核保有国が既に保有しているが他の国々は安全保障のためにもこれを保持することはいかぬ、そういうことに對する横暴ではないかという強い主張もあって今回のことになったんだらうと思ひます。

そこで、ただ一つの被爆国としての我が国の立場、あるいは非核三原則をきちんと持つて対応する、こういう崇高な国家としての考え方に基いて全世界に向かつてその考え方を進めているという立場からいへば、今回の対応については、日本

としてインドに対して経済協力を行わないということをもつてして強く反省を求め、かつ今後このようなことのないようにという対応はしていかなきゃならぬということとは当然のことだと思ひておられます。

ただ一方、長い間のインドとの友好関係ということにかんがみまして、日印の關係があらゆる面で崩壊してしまつては長い間の兩國の關係にかんがみまして好ましいことではないことは当然のことでございます。そういう意味で日印の關係を壊すことなく、かつこの原爆に対する対応につきましては、きちんとした対応をとることによつてインド側の強い反省のもとで対処していただくように、これはこれとしてきちんといたしていききたいと思ひております。

○吉田之久君 相手国との友好を保持したいという思ひと、かつやつた核実験に対して断じて戒めるといふはさまでいろいろ外交姿勢は難しいと思ひうのでございますが、事核に關しては心を鬼にしてでも断じてだめ、一切協力しないぞという姿勢を貫かれるべきだと思ひます。

特に過日、我が参議院で国会決議もいたしておりますが、政府は当該地域における緊張の緩和と信頼醸成に努めるべきであるということでございますから、一層ひとつ大臣としても総理とよく力を合せて進言し続けていただきたいと思いますのでうか。

時間がほとんどなくなりまして、あと広中先生に御質問をしていただくことになっておりますので、一点だけ防衛庁長官と海上保安庁の方にお聞きしたいと思ひます。

先ほども御答弁がありましたように、なお日本に戻らるべき方々、民間機が手配されて大分はついているわけでございますが、それでもあと二、三千人おられるのではないかと。この輸送能力、救出能力ですが、自衛隊機では八十名ぐらしか一機に乗りえないと聞いております。一往復しても六、八、四百八十名、それから、海上保安庁の方の巡視船二隻、これも大変心強いのでござ

います。既に「みずほ」は沖縄近海、太平洋上にまで出向いておる、「えちご」はとりあえず沖縄へ動き始めたというところでありますが、途中、燃料補給などはどうするのか、あるいは船の場合にはシンガポール港に立ち寄るのか、インドネシアの安全な港まで行くのか、その辺のところですね。それから、特に今後の事情を想定いたしますと、自衛艦も出動する態勢をとるべきであると思ひうわけでありまして、自衛隊法百条の八の改正も一層急がれるべきであると思ひますが、その辺につきましても簡単に御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 現在は民間機で、特に臨時便等も出されまして、それでたくさんの方が帰つてきておられるようでございますが、このまま推移すれば一番いいわけでございますけれども、万一民間機が飛ばないということになります。場合等も考えまして外務大臣の方から準備をするようにという依頼が参りました。したがいまし

て、自衛隊の方ではC130H型という輸送機を出しまして、今シンガポールに向かつているところでございます。きょうじゅうに全機六機ともシンガポールの空軍基地に着く予定になっております。

これは確かに八十人乗りでございますけれども、六機で運航いたしますと四百八十人を次々と運べるわけでございます。また、今の飛行場が使われていない間は必要ないわけでございます。もし万一それが使えなくなつた場合とか、あるいは混雑が生じてはかの小さな飛行場等におけるような場合になつたときには、これは滑走路が短くてな場所でございますし、下が少々傷んでおつてもこの飛行機は非常に足が強い飛行機でございますから大丈夫でございます。

それとまた、そういう混乱するときには、例えば三百人乗りの大型機でございますと全員が乗れないと飛べないわけでございますけれども、八十人ですと次にビストン輸送できるわけでございますから、それはそれなりのメリットもあるわけ

でございます。以上でございます。

○政府委員(長光正純君) 先生お尋ねの在留邦人の保護に万全を期するという観点から、昨日、外務大臣から運輸大臣に對しまして、邦人の安全な退避に万全を期すべく巡視船をインドネシア方面に出航させジャカルタ近傍の公海上に待機させてほしい、こういう要請をいたしておりました。

これを受けまして、先生も御指摘のとおり、巡視船「みずほ」は、これは沖縄近海で通常業務を行つておりましたけれども、この船舶に急遽資機材等を積み込みまして、本日八時インドネシア方面に向けて既に出航いたしました。さらに、巡視船「えちご」これにつきましては、現在沖縄に向かつて航行しております。二十日の夜には到着する予定でございます。これも急ぎ必要な資機材等を積み込んで出航するという態勢を整えてきておるところでございます。

なお、輸送人員に關してでございますけれども、両船合わせますと緊急的な一泊程度の航海、具体的にはインドネシアからシンガポール程度の距離になります。こういう場合ですと両船合わせて八百名程度。ただ、これは非常に詰めて乗つていただくというふうなことで、居住性とかそういうことで御不便をおかけしますけれども、その程度の輸送にはたえられるかというふうに思ひております。

○吉田之久君 ありがとうございます。

私の質問は終わります。

○広中和歌子君 引き続き御質問させていただきます。

今、国際情勢は複雑かつ非常に目まぐるしく動

いておりますが、不安定さは特にアジアで顕著でございます。なかなかインドネシア情勢は非常に緊迫しているわけでございます。

そこで伺いますが、もう既にインドネシアからは一万人を超える邦人が帰国をされた、そしてさらに近隣に出国された方も多いということでございます。それだけではなくて、中国系の人々が三十万人既に出国しているという状況でございます。もう、こういう状況の中ではインドネシアの経済というのは機能停止みたいな状況にあるのではないかと思います。したがって、我が国が多く海外投資をしているわけですが、それに与えられるダメージというんでしょうか、そのアセスについて伺いたいと思います。

まず、企業が生産不可能な状況になる、その損害はどのくらいになるというふうに予想しているというのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) 今回のインドネシアをめぐる情勢の大幅な悪化によりまして、現地日本企業におきましていかなる損害が生じているかは現段階でつまびらかにはできませんが、政府としてはこれら日本企業への影響につき高い関心を持って注視いたしておるところでございます。

政府といたしましては、現在、在留邦人の安全確保と希望者の安全出国を最優先課題として取り組んでおるところでございますが、今後とも関係各方面より関連情報の収集に努めていく考え方であります。

言うまでもありませんが、昨年末の通貨・金融危機から発生して、上り調子であったアジア経済が一気に急落をしておる。こういう中で、それぞれ現地にしておられる企業体が正常な経済活動ができなくなっておるという事態は看過できないと思っております。当面は、先ほど申し上げておりますように、まずは邦人の安全ということに対処することが最初でございます。

こうした現地における各企業体も、邦人企業とは言いながら、現在は全くそれぞれの国の中に入られて、日本の企業だとかそれぞれの現地の企業

だとか、もちろんそれは法律上企業体はその株式からそういう判断ができるんだと思いますが、既に現地化をして、本当にもう現地の企業としてそれぞれの国ないし国民の中に定着しておるんだらうと思うんです。そういう意味で、こうした企業が日本企業であるがゆえにということと、今引いてくるというのめいかかということとで、今帰国している方々を見ましてもほとんどそれは家族、子供さんでございまして、企業に実際携わっておられる職員の皆さんは現地に踏みとどまってやっておる、これが現実だろうと思うんです。

そういつた意味で、通産省等とも十分連絡を密にしなから、そういう企業体が、現在の混乱した中では恐らく操業も停止されているというところもたくさんあるんだらうとは思っています。思いますが、いつ何ときでも再開の可能性があるという形もとりながら、一方、十分現地における活動にたいはみんなさつと引き揚げるというようにならないうように心がけておかなきゃならぬということにいたしたい点じゃないかと思っております。適切に対処いたしたい点じゃないかと思っております。

○広中和歌子君 失礼でございますけれども、大変思慮深い御答弁をいただきました。安心していただけますが、今度は金融分野におきまして、融資の全体像、そしてそれが不良債権化する可能性についてどのように予測しているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(黒田東彦君) 最近時点のBIS、いわゆる国際決済銀行の統計によりますと、九七年六月末現在のインドネシアに対する日本の金融機関の債権の総額が約二百三十二億ドル、二兆七千億円程度となっております。その中でどの程度これが不良債権化するかと、いうことでございまして、個別の銀行ごとに恐らくいろいろな対応をとっていると思っておりますけれども、何よりもこのアジア向けの貸し出しにつきましては、各金融機関とも一方で為替リスクをヘッジする、それから信用リスク等にもいろいろ配慮して行っているとい

うことのようにございます。

具体的に言いますと、例えばインドネシアの場合ですと、御案内のようにインドネシア自体の金融機関というのは余り発展しておりませんので、韓国の場合のように日本の銀行がインドネシアの金融機関に貸すということはほとんどないわけでございます。そういったしますと、結局のところ、日本の銀行がインドネシアで貸しております債権の大宗は日系企業の現地法人というかそういうものが多岐わけでございます。

その場合ですと、当然のことですが、金融機関は本社の保証をとったり、あるいは中小・中堅企業の場合ですと商社から保証をとるかそういうような形でいろいろなことをやっております。それなりに注意はし、かつ対応もしてきています。うございまして、何しろ今回のような非常に大変な状況というところはもとより予想していませんが、我々としても、今後の動向という現状を十分注視していかなくちゃいけないし、警戒もしていく必要があるとは思っております。

総体として見ますと、先ほどのような金額で、しかも相当部分の信用リスクについての対応ができていないということになりますと、日系企業全体としてはインドネシアに今たしか三兆円ぐらいの累積の直接投資が行っていると思っておりますが、製造業を中心とする日系企業全体の投資、債権等についての懸念というのは十分考えていかなきゃならないと思っておりますが、金融部門だけに限りますとそれなりの対応ができています。

ただし、このことは日本経済全体として日本の投資、債権全体として安心していいということではないと思っております。したがって、当然のことですが、私どもとしても十分動向を注視して警戒をしまいたいというふうに思っております。

○広中和歌子君 インドネシアの政情不安というのでしようか経済不安、これのインパクトというのは現段階でははかり知れないわけでございます

けれども、ともかくこれが日本経済に与える影響、そしてひいては世界経済への影響を考えますと、やはりこれからどのような形で、どのようなシステムで世界あるいはアジア地域の安定を維持するかということが問われているのではないかと思います。

中井審議官でも外務大臣でもどちらでも結構でございますが、お答えいただけたらと思います。

○政府委員(中井省吾君) あるいは私の担当の範囲を超えるかもしれませんが、先ほど黒田国際金融局長が申し上げましたとおり、インドネシアに対する日本の金融機関の債権残高が約二百三十二億ドル、これは日本の金融機関の総資産の〇・三％ぐらいかと思っております。それからあと、同じ統計で、ほかのアジア諸国、いろいろ問題のありますアジア諸国に対するエクスポージャーといいますが、これが約三十一兆円でございます。これがトータルでやはり日本の銀行の総資産の約三％に当たるといってございまして。

ただ、中身的に申し上げますと、例えば日本の大企業に対するクレジットということがかなりの部分を占めております。したがって、もしインドネシアで何かあったとしても、大企業がある程度リスクをこうむる可能性はあると思っておりますが、銀行にとりましては一つのバッファになるということでございます。

したがって、個別の債権ごとに各銀行がそれぞれの資産の査定をいたしまして、それに対してどういう対応をいくかということ、まさに現在、ことしの三ヶ月決算のちやうど最終的な締めを行っているところでございます。それぞれ個別の銀行において債権の質に応じて償却引き当てたりをしていくという対応になるんだと思っております。

ただ、御案内のとおり、日本の金融機関は、アジア向けの債権がこの程度だと申ししても、国内においてかなり多量の不良債権を現在抱えてその対策に非常に努力をしている最中でございます。それに対して上乗せされるという意味で、そ

ういう意味では非常に我々も重大な関心を持って見ているわけでございます。

それからもう一点、何といましてもトータルとしましての貸し出しが安全性を増すためには、いろんな国際的な協力の枠組みに日本の銀行も協力して結果的に債権が保全されるというような努力も日本の金融機関に対して我々としては促していきたくて、この次第でございます。

○国務大臣(小淵恵三君) インドネシアにおける経済、特にまた日本企業がどのようになっているかというところが日本経済並びにアジア経済にどうい影響を与えるか、こういうことでございまして、いざいざいたしまして、約五百社と言われる進出している企業が、今回のインドネシアの混乱によりましてどのような事業を継続できるかという点にもかかわっている問題があるんじゃないかと思ひます。

それは、政治的にインドネシアがどうい安定度を増しているかということもあるのだからと思ひますが、今一番新しいインドネシアからの報告によりますと、それは報道機関ですが、スハルト大統領が十一時から十二時の間にテレビに出て何かお話をされるというようにことが伝えられてきております。そういう意味で政局がどのようなになるか、そのことによつて国内がどのような安定度を増し、そして同時に、その中で企業体がどのように活動できいくかというようにござい思ひます。

この辺は不確定な要素がござい思ひますが、願うことは、一日も早く安定して正常な経済活動が行われ、日本企業も生産その他が十分フルに活動できるように早く回復するというのが今お尋ねの点のポイントだろと思ひますので、その辺の推移をよく見ながら対処していきたいと思ひております。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。た。○高野博郎君 最初に、インドネシア情勢についてお伺いいたします。

私は四月八日に、インドネシアの情勢についてかなり緊迫してくるのではないかと質問をいたしました。これについて防衛庁長官はこういふに答弁しております。「特に、我が国の在外邦人等も多うございまして、万一の場合はいろいろと対処しなければならぬわけでございますが、少なくとも私も私どもが外務省を通じて、あるいはまたその他の情報を通じて得ている範囲では、そのような緊迫した状況の情報は得ていないところでござい思ひます。」と、こう言っておられます。

それと、周辺事態との関係では質問をしましたが、このインドネシアの状況については「仮定の問題でござい思ひますし」といふような答弁、これは長官ではあります、外務省の方ですが、こういう答弁を聞きまして、現状を見ますとかなり認識が甘い、あるいは情報収集等について問題がないかという感じを私は持っているんですが、長官はいかにお考えでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 確かにいろんな状況が緊迫してきているのは事実でござい思ひまして、四月八日時点と今日と比べてますとかなり事態は違つてきたしなごら、先ほども御答弁させていただきまして、今でも民間機が平穩に定期便も飛んでおるわけでございます、いわゆる緊急に脱出したければならないという形の自衛隊機の派遣ということになるかどうかまだはつきりしてないわけでございます。そういう意味ではかなり緊迫しながらも、このままの状態が空港もそのま開かれており、民間機が飛ぶような状態が続いてくれるといいなというふうに期待もしながら思ひておるところでござい思ひます。

○高野博郎君 今の発言を聞きまして、自衛隊の派遣の必要性は余りないというふうな感じにとれますが、どうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 現時点では自衛隊機でなければ脱出ができないというふうな状況ではないというところでござい思ひます。一応あすがいわゆる覚えの記念日ですが、何かそういうことではな

り大きいデモ等があるというふうなことでござい思ひますから、そういうふうなことでどうなるのか。万に備えてとにかく前進待機をしておるわけでございますけれども、先ほどから何回も言いますように、私も私どもとしてみればできれば空振りには終わってくださることを、それでも非常にその方がいんだという気持ちを含めて言っているわけでございます、どうかその辺の意味も御理解いただきたいと思ひてござい思ひます。

○高野博郎君 わかりました。それでは、今のインドネシアの情勢を外務省はどういふふうに認識しているんでしょうか。これは暴動なのか、騒乱なのか、内乱なのか、あるいは民主化の運動なのか、こういう認識はどうでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 先ほどの四月八日時点の先生の御指摘でござい思ひますが、あの時点で私どもが少し楽観的なことを言っていたとすれば、それは非常にインドネシア経済が悪い時点で、IMFの支援をインドネシアも受け入れない受け入れで随分やつていたのでもござい思ひますが、四月の初旬には何とかIMFの支援体制が固まつてきたというところで、そういう意味で経済の回復に向けて一つ軌道に乗つたかなというふうな時点があったわけでございます。

現在の情勢につきましては、これをどう規定するかということとはともかくといたしまして、あしたの国民覚醒の日に向けて、学生を中心とした反体制運動、また大衆がこれに参加するといふ格好で相当緊迫した状況になっていると思ひます。これには大きな要素としてスハルト大統領がどうい御自身の対処を判断されるかということ、それに伴つて軍がどういふふうに動くかということだと思ひます。

先ほど来外務大臣が御答弁しておられますように、きょうスハルト大統領が記者会見をする。これも昨夜来、記者会見があるのかないのかということの変更がたびたび行われておりますので確定しているかどうかはわかりませんが、何らかの所信

表明をされると。それによつてどうなるかということでございますが、昨日、国軍司令官のウィラント国防・治安大臣が記者会見で述べたところでは、スハルト大統領を補佐して国軍は現在の体制の中で改革をやっていくというのを言い、一時期の暴動に対して軍は、比較的同情的というのをあれでござい思ひますが、死亡した学生に対して大変気の毒だったというふうな、どちらかというと丁寧な姿勢を示しておりましたが、きのうのウィラント国防・治安大臣の発言では暴動は遺憾であったというふうな、すなわちこれからそういう状況に対しては厳しく対応するといふようなことでやつておりますので、あしたに向けて事態は非常に緊迫しているといふふうに考えております。

○高野博郎君 私の質問は、暴動とらえているのか、あるいは民主化運動とらえているのか、そこを聞いたのでありますが、そこはどうい思ひますか。

○政府委員(阿南惟茂君) 現在の状況は、現在の政権が非常に長期化しているという点に対して、その体制改革、それは民主化要求も含んでいると思ひますし、そういう学生や知識人を中心とした動きと、そういう動きの中で一般大衆が生活苦、物価高から非常に苦しい状況で商店を襲つたりという暴動のような状況が十三、十四日にかけて起こつた、こういうことだと理解しております。

○高野博郎君 私は、基本的にはこれは民主化運動だといふふうに見ております。

そこで、市民とか学生の目的は今のスハルトの退陣を求めているということですが、経済危機から政治危機になつてきたということ、これが世界恐慌の引き金にならなければいいなというふうに思ひております。

そこで、軍が市民を武力をもって制圧した場合には、我が国政府はどうい立場をとるんでしょうか、どうい対応をするんでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 今回のサミットでも、

政府の方とそれから一般民衆の方に、両方に対する自制的呼びかけを行っております。今、先生がおっしゃったような事態にならないことを心から念じておりますが、スハルト大統領のきょうの所信表明いかんでは非常に不満が高じてくるという可能性もございます。もちろんそのとき日本政府がどう対応するかは、その状況を正確に判断して決めることだと思いますが、今のところではそういう事態にならないようにと、他方、国軍が厳しく対応すると言っていることが相当抑止力にもなるかなと。それが現実の力となってあらわれる事態はぜひ避けてもらいたいと思っておりますが、そういうことで見守っているところでございます。

○高野博師君 クリントン大統領は、インドネシア国民に真の発言権を与えることが人権と法の支配に基づく秩序と安定の回復につながる、すなわち強権的なこのやり方には反対するという立場を明確にしているのではありませんか、日本政府は邦人救出だけでもうほとんど頭が回らないのかな、こう思うんです。

人権の問題が非常に深刻だと私は思うんですが、民主化促進とか人権という観点からどういふふうな立場をとっておられるのでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 委員御指摘の人権問題というふうなことは極めて重要なテーマだろうと思っております。これはひとりインドネシアのみならず、アジアにおきましてもミャンマーの問題等々ございますから、それぞれの国の政治を行う場合に、一番この点を考慮して政治を行わなきゃならぬというところは至極当然なことだろうと思っております。

インドネシアにつきましては、かねて来我が国としては現政権との友好の中で推移してきたわけでございまして、そういった意味で橋本総理も経済問題、IMFコンデيشヨナリティーの問題を含めまして、先般みずからジャカルタに飛んでおるわけでございます。そういったことから考えまして、今後どのようなことが招来するかというこ

とにつきまして、種々想像されることがあるとすれば、友人として適切な忠告なり対応なりを考えなければならぬのではないかと、このように考えております。

○高野博師君 私は四月六日の予算委員会でもこのインドネシアの問題を取り上げて総理に質問をいたしました。日本のODAとスハルトファミリー企業との問題で、このODAのあり方に問題はないか、現政権を支えてきたその一人は日本ではないかと。

そこで、人権状況とか民主化という観点からのODAの供与、そこが欠けているのではないかと、そう私は思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(大島賢三君) 我が国のインドネシアに對しますODAの供与に当たりましては、これは当然のことでございますけれども、ODA大綱、その中に盛り込まれております原則というものを当然踏まえながらやってきているわけでございます。と同時に、ODA大綱の中にも明記してございますけれども、原則を十分考慮した上で、同時に、経済社会状況であるとかその国との二国間関係等を総合的に判断しつつ実施をしていく、こういうことになっております。

インドネシアとの関係におきましては、今申し上げましたような事態を踏まえて、基本的にはインドネシアの国民、社会的弱者、貧困撲滅等を含めまして援助を実施してきておりました。これは従来のようにございまして、現在もそうですし、将来的にもそういう考え方で臨んでいっておるといふふうに考えております。

○高野博師君 それでは、危機管理という観点から政府の対応について伺います。邦人救出ですが、海上保安庁の巡視船が派遣されたんですが、この法的根拠はどこにあるんでしょうか。

○政府委員(長光正純君) 先生お尋ねの巡視船派遣についての法的根拠ということでございますが、

れども、海外における邦人の生命、身体及び財産の保護に関するにつきては、これは外務省の所掌事務となっておりますけれども、私どもの巡視船の派遣につきましては、この外務省からの要請を受けまして、関係行政庁に対する協力という形で海上保安庁法第五十七号の規定に基づいて行っているものでございます。

○高野博師君 外務省設置法に海外邦人の保護という規定はもともとありますが、今の海上保安庁法第五十七号というものは省庁間の協力という項目でありまして、巡視船を海外に派遣するというのは、これは拡大解釈じゃないんでしょうか。

○政府委員(長光正純君) この関係行政機関の協力につきましては、私どもが一元的に管理運営しております船舶、こういった海上における執行手段、これを関係省庁の事務においてもそれを必要とする場合に有効に活用させるという立法趣旨にかんがみまして、こういった要請を受けて私どもは艦艇の運用を行っているところでございます。

なお、今回の事例では、外務大臣から運輸大臣に對しまして要請を受けておりますのは、万が一の場合に備えてジャカルタ近傍における公海上において待機をしてほしいということでございます。今後、今後の行動におきましてはさらに別途の要請があるというふうな理解しております。

○高野博師君 万が一に備えてというのは先ほど防衛庁長官もおっしゃられました。非常に重要なことであると思うんですが、きちんとした法的な根拠、明快な法的根拠がなくてこれを派遣するのはいかがかと思うのであります。

この巡視船の「みずほ」というのは、国際法上は軍艦ではない。しかし、三十五ミリ機関砲とか二十ミリ機銃とかで武装しているわけでありまして、こういったものを派遣するときに省庁間の協力云々というふうな話は違わなくて、もともと海上保安庁の役目というのは領海内において活動する、警察とか税関との協力を想定したそういう規定なんですよ。邦人救出というふうなことは想定されていないと思うんですが、そこをもう一度念のため

確認いたします。

○政府委員(長光正純君) 海上保安庁の巡視船の運用につきましては、我が国領海内のみならず公海上等におきましても必要に応じて活動を行っているものでございまして、先ほども申し上げました、繰り返しになりますが、外務省からの要請を受けて庁法の第五十七号の規定に基づきまして私どもも運用をしておるところでございます。

○高野博師君 話がかみ合いませんのでやめますが、要するに邦人救出というふうなことはどこにも書いていないわけですね。したがって、外務省の要請云々ということではなくて、明確に海上保安庁の役目として公海上は活動できるということはありませんが、邦人救出ということの規定がないというところに私は問題があるんじゃないかと思うんです。

それでは、自衛隊機の派遣について、これは何か八十人乗りぐらいの自衛隊機だということですが、万が一に備えてやった場合にもこれは相当のビストンの往復輸送をしないと間に合わないということでありまして、形式だけあるいは万が一に備えてということ、これはある程度の自制がないと、いろんな名目で万が一に備えてということに派遣されるという懸念があると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 確かにその辺は自制が必要だと思っております。

したがって、今回の場合も外務大臣から依頼の文書を出されたこと、その文面にも百条の八の邦人救出の可能性があるのでということによって依頼を受けたわけでございまして、したがって、私どもとしてはいつでも自分勝手にということのないようにこれから先もしたいこうと思っております。

○高野博師君 それでは、インド情勢について伺います。

インド・パキスタン情勢について、私も四月十六日にこの委員会で、パキスタンがミサイル実験

をやったということで、インドがこれに対して反応するかどうか、兩國関係が非常に危険になるのではないかとこのことを質問したんです。その点については、インド側は比較的抑制のきいた反応を返している、そういうふうにも判断しております。」「こう答えているんですが、全く抑制のきいた反応ではないわけで、非常に見通しの悪いというか、情勢判断の誤りではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(阿部信泰君) あえてその点についていろいろ弁解はいたしません、当時のパキスタンの弾道ミサイルの実験に対してインドがどういう対応をしているかということについては、冷静な対応をしているということを申し上げたわけでございます。その前段で、インド、パキスタンの間の関係は建国当初から緊張しているというようにも申し上げておりましたが、ただ先生が御指摘のような点があったということはあえて弁解はいたしません。

○高野博郎君 そもそもこういう問題についての危機意識という問題意識が浅いのではないかと、思いますし、当委員会での質疑のやりとりも単に聞き流しているということはないのかどうか、私はちょっとその辺については疑問を持っております。

それでは、平林大使が帰国されたということ、平林大使の発言について一部報道されております。これについて若干お伺いしたいと思うんですが、制裁によって二国間関係が決定的に悪くなるというふうなことはない、そういうことを言われているようですが、その辺の認識はいかがでしょう。

○国務大臣(小淵恵三君) 我が国といたしましては、官房長官の談話で既に明らかにしておりますように、ODA大綱原則にかんがみまして、我が国として新規無償資金協力の原則的停止及び新規円借款の停止等と内容とする措置を決定いたしましたところでございます。

しかしながら、我が国はインドとは伝統的な友好国であること、また唯一の被爆国として我が国の立場につきインド側も理解を示していることにかんがみすれば、現在のところインド側に落ちついた対応をしておると考えております。しかし、今後インド経済に影響が出てくるなどの事態も予想され、今後の推移を注視していく必要があると考えております。

平林駐インド大使が帰国をいたしました、私自身もいろいろインド情勢につきましてお聞きをいたしました。先ほどちょっと御答弁申し上げましたが、今回我が国がとった対応につきましては、かなりきついものだという認識をいたしております。これは事実でございます。したがって、今後インドとしてこの問題についてどう対処するかということもよく見通していかねばなりません。

一方、インドと我が国との関係は戦後ずっと良好な関係を保っておるというふうなこともございます。そういった意味で、インド政府としては今回の対応について一応表向きといえますが、首相その他の政治家の発言を聞いておりますと、余りジョッキングではないというふうなことを言っておりますが、必ずしもそうではないと思っております。

そういった意味で、インドも冷静に立ち戻って、我が国の対応をしっかりと受けとめて今後の対応をしていっていただきたい、このように念願しておるところでございます。

○高野博郎君 大使が、なぜこの時期に核実験を行ったのかわからない、それから各国の秘密情報機関も情報をつかんでいなかった、こう言われたそうなんです、なぜこの時期に行ったかわからないということについては、これはミサイル実験を隣国の国がやったという事実があるわけで、これに対しては非常に過敏に反応するというこれまでのいろいろないきさつがあるわけですので、その点は見通しが甘くないではないか。あるいは各国の秘密情報機関が情報をつかんでいなかったと

言いますが、秘密情報機関とこういう情報の交換ができるような体制にあるんでしょうか。

○政府委員(阿部信泰君) なぜこの時期に地下核実験を実施したかわからないという平林大使の発言は正確に私どもも存じませんが、むしろこれはパキスタンのミサイル実験というふうなことも、もう少し基本的な中国との関係とかそういうことで、インドを取り巻く国際情勢についての判断を示されたものだといふふうに思います。ただ、この大使の発言の真意は私どももつまびらかにしておりません。

また、いろんな国との情報交換をやっているかと。これは当然のことでございますが、少なくとも今回については、私どもが情報交換をいつもやっている国のそういうところからインドの核実験についての事前の情報というものはなかったわけでございます。

○高野博郎君 ところで、パキスタンの核実験実施というのとは決定されたのでしょうか。これは確認できているんでしょうか。

○政府委員(阿部信泰君) パキスタン政府に対しては、登特使が行きまして、首相、外務大臣と会しまして会談をしておりますが、その席でもパキスタン側は核実験を行うということは決めているというふうな言っております。

○高野博郎君 日本側も特使を派遣してパキスタンに実験を断念させるようにいろいろ働きかけをやっていると理解してありますが、アメリカが、もしパキスタンが実験をやれば戦術核を売却することと考えている、そういう情報もあります。これはパキスタン、インド兩國間の軍拡をあおるのではないかと。また、アメリカ側の軍需産業の意向も反映しているのかと思えますし、このアメリカ側の対応というのは問題があるのではないかと、思っておりますが、どういうふうな認識されておりますか。

○政府委員(阿部信泰君) そのところはおっしゃるとおりなかなか難しい問題だと思います。もともとF16の売却というのは、パキスタンが核

開発をしている疑いがあるということで、アメリカがそれをとめさせようとしてやめたわけでございますけれども、今度は何とかパキスタンが核実験に進もうというものをとめなきゃいけない。パキスタンがそれを行う最大の理由は自国の安全保障上の関心と懸念というものがあられるわけでございます。それをなだめるために何ができるかということ、一つの方法としてアメリカで議論されていると聞いておりますが、何もなしにとめられるかということとの兼ね合いで、そこは大変難しい判断かと思えます。

○高野博郎君 非常に難しいとは思いますが、安全保障上の措置をとって、対応として戦術核を売却するというアメリカ側の考え方はいかがなものかと。こういうことに対しては日本として何らかの意見を言うぐらいのことがあってもいいんじゃないかと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

○政府委員(阿部信泰君) もちろん理想的には兩國とも軍拡競争をやめて、より少ない軍備で平和的に関係を保っていただくのがよろしいわけですが、残念ながら現状は逆の方向に向かっていて、懸念が強いということでございます。アメリカ側とはいろんな場で緊密に意見交換を行っております。その上で、日米のおの立場で何ができるかということを考え、努力しているところでございます。

○高野博郎君 先ほど同僚委員からも御質問がありました、インドネシアの場合と同様に、インド、パキスタンあるいは中国等に対するODAの供与について、ODA大綱の徹底を図るということが私は重要ではないかと思っております。パキスタンに対しては中国がミサイルを輸出しているとか、あるいは核技術輸出しているとかという情報ばかり前からあったわけで、私は中国の問題を取り上げたときもこれについて何度かお話ししたけれども、もう一度この点について政府の意見を伺います。

○政府委員(大島賢三君) ODAの実施に当たりましては、従来からもうございしますが、OD

A大綱の中に記されております主要な原則、こういうものを踏まえ、同時に二国間関係等も踏まえまして総合的に判断をしつつ実施していくということでございます。その中には、委員から御指摘のごさいますように幾つかの問題、原則にかかわる部分につきましては、例えば軍事支出、大量破壊兵器、ミサイルの開発・製造等々のことが記されておりますので、こういったことにつきましては十分情報を収集し、その評価をしながら政策に反映させていくべきものというふうに考えております。

○高野博師君 それでは、大臣に一言伺いたしますが、インドのナショナリズムというが大国主義、これについてどういう認識をしておられますか。

○国務大臣(小淵恵三君) インドは人口的にも国土の面積から見ても大変大きなものでありますし、特に最近の経済の発展というようなことを考えますと、インドとしてはアジアにおける大きな国としての責任を負っていること、こう思うと思います。

したがって、御案内のように、国連における安保理の問題等につきましても、インドとしては大変意欲を燃やしておるやに聞いております。そういった意味では、インドが大きな存在になっておることは事実だろと思うんですが、従前はいろいろの非同盟の国の盟主というような形で推移してまいりましたが、今やアジアにおける大きな存在を示しつつある、こういうふうな考えでおります。

○高野博師君 最後に一つだけ。先般のバーミンガム・サミットでエリツイン大統領から二〇〇〇年のサミットの開催をロシアに譲ってくれないかという案について、報道によると政府は前向きに考えているということですが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 総理からまだ正確な御報告をちょうだいしておりませんが、この問題について二国間で話をしたときにそういうロシア側

の希望をお聞きした、しかしこれは二国間でお話をして結論を出せるものでないということでございます。その点についてG8の場でも発言があった場合に、他の国がどのように反応するかということについても日本側としては留意しておったと思います。

いずれにいたしましても、この問題についてはエリツイン大統領からも御発言があつて御希望があつたやに聞いておりますが、G8の段階では二〇〇〇年のサミットについて了承をされることはならなかった、したがってこれについては現在議長国のイギリスが御預かりをされておる、こういうふうな聞いております。

いずれにしても、御案内のとおり、二〇〇一年のイタリア、二〇〇二年のカナダということがございまして、そうした既に予定しておられる国々の御了解なしには率直に申し上げて、そうした変更をし、途中でかわられるということはなかなか困難ではないか、これは私の感想でございます。

○高野博師君 終わります。

○田英夫君 インドの核実験についてお尋ねしたいと思ひます。お尋ねするというよりも意見を言うことの方が多いかもしませんが。

前回、大変短い時間で議論をいたしました、そのときも申し上げましたが、今回のインドの核実験ということは、単にパキスタンとの対抗とかいうようなローカルな問題じゃなくて、やった御本人のインドの意思とある意味では無関係に、結果として世界の政治構造を改革するぐらいの大きな意味があるんじゃないか。意味というものはある意味では悪い意味ですが、そういう感じを持つていらっしゃるんですけれども、外務大臣はいかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 国際社会は、冷戦時核のない世界に向けて現実的な核軍縮、不拡散措置を着実に積み重ねてきておるところでございます。また、一九九六年には包括的核実験禁止条約が採択され、世界的な核実験禁止の流れがつか

れてきておるところでございます。

今回のインドの核実験は、このような国際社会の努力に逆行し、また地域的及び国際的な平和と安全を増進しようとする努力に逆行するものでありまして、我が国は御指摘のように、今般のインドの核実験は核軍縮、不拡散体制への挑戦であるとの危機感を有し、国際社会に対し結束して対応すべき旨を訴えております。

今、田先生御指摘のように、今般のインド、あるいは阻止しなければなりません。パキスタンというようなことになってまいりますと、今御指摘のように、長い歴史的な紛争地域のそれぞれが核を持つて、みずからの国の安全保障を守るといふ名においてそうした核による脅威を続け

てくるのは、ひとり隣国のみならず世界に大きな影響を与える。と同時に、核開発能力があると称せられる国、あるいはその意図があると称されておる国々もさらにその今の勢いが加速されるということになります。今御答弁申し上げたように、大きな世界の流れをそれこそ逆流させていって、また不拡散どころではなくて拡散の動きになるということとは、まことに危惧しなければならぬことではないかというふうに認識をいたしております。

○田英夫君 残念ながら、現在、世界は五つの核を持つていて、国がそれを背景にして強力な発言権を持つていて。現にその五大国は国連の安保理事会の常任理事国になっている。もちろん第二次世界大戦の戦勝国という意味も込められているわけですが、同時に核を持つていてということが現実の問題として大國、大きな力を持つていていうことになっている。そこにインドが六番目の核保有国ということになると、この構造が崩れるとい

いますか。大きな影響を受けることは確実ではないか、そういうことを申し上げたいわけでは。第二次世界大戦後の世界を見て、当初八〇年代まではいわゆる東西対立、冷戦構造という形で、アメリカを中心とする自由陣営とソ連を中心とする社会主義陣営、そしてその頂点にあるアメ

リカとソ連が核を持つていて、こういう構造であつたわけでは。当時でもネール首相のインドは非同盟諸国会議を結成するといふ、インドはその中心になってきたわけでありまして。当時から東西という二つの陣営に対して第三の陣営をつくつて對抗するといふ意図がインドには歴史的にあつたわけですが、それが今回、はしくもまた顕在化してきたといふことも言えるんじゃないか。

そうなりますと、冷戦構造が崩壊した八〇年代末期以降、世界はアメリカ一極と言つてもいいような、アメリカだけが唯一の超大國という状況の中で推移してきたわけですが、そこに強烈な一つの衝撃を与えるという形で、インドが即六大國になるという意味ではありせんけれども、従来の既存の五大國並びに一超大國という構造に大きな衝撃を与えることになるんじゃないだろうかということをお願いいたします。

これは余談ですけれども、一九七五年に金日成の北朝鮮はその非同盟諸国会議に参加したわけですが、このことを余り皆さんは注目しませんでした。現在も入っているわけですが、ただ、金正日体制になつてからはそのことを余り表に出しませんし、非同盟の活動も一時に比べれば活発ではなくなつていまして、今回のことが再び非同盟諸国会議並びに第三世界的な活動に火をつける可能性があるんじゃないだろうか、そういうことを考え上げていた方がいいんじゃないかということをお願いいたします。

二番目に、今回の核実験を核の問題に限定をして考えますと、今までNPT、CTBT、そしてカットオフ条約という形で段階的に核をなくしていくというある意味の世界の合意、これが崩壊してしまふんじゃないかという気がいたします。これは大臣でも阿部さんでもいいんですが、政府はどう考えておられますか。

○政府委員(阿部信泰君) 確かに、おっしゃるよう、インドはこれまで核保有国に特権的地位を与えるのはいかぬ、核保有国の核廃絶を早期にかつ期限を切つて進めるべきであるという主張をし

てきたわけですが、それに対して今度インドがみずから核実験を行って事実上核保有国となるというところを行ってわけです。

ただ、不平等であるという議論はわからないではないんですけれども、そのインドの理屈を認めますとほかのいろんな国に対して同じ理屈を認めざるを得なくなりまして、まさに核の拡散ということになる。そこはインドに対しては、理屈、気持ちとはわからないではないけれども、すべての国が今や核軍縮の方向へ向かっているときに逆の方向には動いてほしくないということ、大國には一層の戦略兵器の削減その他を求め、その他の国については核不拡散あるいは核分裂物質の生産の停止ということをおのおの段階的にやってほしいというのが私どもの現実的な考えでございます。

○田英夫君 実はCTBTの交渉をしていた段階で、当時の黒河内大使が一時帰国されていてお会いする機会がありました。そのことを大変心配しておられた。当時インドが、CTBTを進めようとしているのに対して、各国の意見に反発をして、大國が核を独占したままで、つまりNPT体制という形でCTBTを結ばうというのとはおかしい。期限を切っていくべきじゃないか、何年か先に目標を置いてそれまでに核をなくすということと前提に考えるべきじゃないかと強く主張しているというのを黒河内大使は言われて、このことに対して真剣に議論する必要があるんじゃないかという意見を言っておられました。

残念ながら結果は、インドを無視したことになって今回のところにつなげてきているんじゃないか、そういう気がいたします。それに、さっき申し上げたような第三世界的な、ネール以来の伝統と言ってもいいそういう考え方が合併して今度の核実験ということにつなげていったんじゃないだろうか、こういう感じがしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(阿部信泰君) おっしゃるとおり、インドはCTBTに対して大変な不満を持っていた

わけですが、最近のインドの当局者の発言を見ますと、CTBTにある程度条件をつけて入ってみたいというふうなことをおっしゃっているような状況にあるようでございます。他方、今度のG8のサミットの声明でも、無条件でCTBTへの署名を求めるというところを出しておりますので、そこはなかなかそう簡単ではないかと思えます。

また、先ほど安全保障理事会の常任理事国の問題につきまして、インドがそのような不満もあって、ある意味では核を持つことによりみずからの地位をどうも考えもあつたかもしれないんです。が、私も日本などの場合は、むしろ核を持っていないけれども大事な国が常任理事国になるべきであるということを主張しているわけでございます。もしインドがそのように核を持たなければならぬんだというふうに考えたのであれば、これは非常に不幸なことであつたと考えております。

○田英夫君 この前も申し上げたかもしれませんが、世界は今核廃絶、核軍縮について二つの大きな流れがあると思っております。

一つは、段階的にNPT、CTBTあるいはカッドオフ条約というのを進めていくという、これが大勢だろーと思えます。一方で、期限を切つて核を廃絶しろという、インドがCTBT交渉の中で主張したような考え方があつて、それが実は国連の決議合戦になっているわけなんです。

ところが、日本はもう大勢の方についているわけですから、日本案を提案して、これは全会一致で可決されている。一方で、マレーシア決議が二三年ぐらいつけて出ていますが、実はマレーシアが考えたことではなくて、そういう流れが世界の中にある。特に学者の中に多いのですが、アメリカの法律学者がつくっている団体が核兵器条約という条約を自分たちで提唱しております。

それを見ますと、締結後十五年後に核を廃絶するという一つの時間を設定して、それに向かつて一年目は何、二年目は何という目標を定めている。そういう大変ユニークな考え方があつて、学者では国連に出せませんから各国に働きかけて、

マレーシアがそれを決議案にして出しているというところのようでありますが、これは日本は棄権をしている。

この際、私からお願ひしたいのは、このインドの核実験を契機に、機械的に今までのことを繰り返すのじゃなくて、日本政府ももう一回期限つき核廃絶ということを真剣に検討してみることがあるんじゃないだろうかという気がいたします。

インドの核実験の結果、NPTというもののに対して、そもそも現在核を持っている五つの国はそのままにして、ほかの国は持つちゃいかぬぞという核保有大國のエゴに対してインドは抵抗した、それのみならずが実験したという言い方もできると思うので、NPT、CTBT、こういう体制が崩れているんじゃないかと思うんです。そうなるべくと、段階的という考え方がもはや通用しなくなる可能性がある。しかし、核廃絶は人類のためにやらなくちゃいかぬということになってくると、期限つき核廃絶ということも真剣に考える必要があるんじゃないかと思えます。これは大臣からお答えいただきたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) この問題について大変御意の深い先生から今お話を承りました。期限つきの廃絶に向かつての国連での提案についても承知をさせていただきましたが、日本は従来から、いい意味でいえば必ずお約束したことは守っていくということございまして、現実的な一つの処理をしていくという姿勢を従来とてま

引き続いてそうした方向でこの問題に取り組んでいくということでございますが、今お話しのように、一方でそうした考え方が取りまとめられていくということでもあります。そうした流れについて十分日本としても承知をして検討していく必要があろうかと思えますが、今の時点で、片やすべての核に対する我が国の政策を一新して、マレーシアの提案に賛成してその方向のみに対処するということは、今お聞きした範囲では率直に申し上げて直ちにそういう方向転換というのはなかなか

難しいんじゃないかというふうに承りました。しかし、今回のインドの核実験を通じて世界の見聞というものがどういうふうに変化しているかというところも含めまして、国連の場での対応については勉強していきたいというふうに思っています。

○田英夫君 ありがとうございます。十二時になりましたので終わります。

○委員長(及川順郎君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(及川順郎君) ただいまから外交・防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○立木洋君 きょうは、先回に続いて周辺事態の問題について重ねてお尋ねしておきたいと思うんです。

その後、いろいろ政府関係者の方々の発言をお聞きしていると、周辺事態というのは極東とは別に同じと考えてもらってもいいとおっしゃっている方もおいでになりましたし、また極東並びに極東周辺というふうに述べている方もおられるんです。もちろんこれは地理的な概念ではないというふうなことは繰り返し言われてきている状況ですが、けれども、いわゆる周辺事態というのはどういうふうな明確に考えているという現在時点での政府としての統一した考え方、政府の要人の方々がいらっしゃることを述べられておるので、どういうふうな今の時点で統一されておるのか、ちょっと述べさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) これもしばしば当委員会でも申し上げておりますように、周辺事態は我が国周辺地域における我が国の平和と安全に重要

な影響を与える事態で、事態の性質に着目した概念でありまして、ある事態が周辺事態に該当するか否かについては事態の態様、規模等を総合的に勘案して、この事態が、軍事的な観点を初めとする種々の観点から見て、我が国の平和と安全に重要な影響を与えているか否かの判断をするものであり、かかる事態を生ずる場所をあらかじめ特定するわけではありせん。したがって、周辺事態が発生し得る我が国周辺地域を地理的に一概に画することはできません。

従来もこの答弁を申し上げておるところでございます。

○立木洋君 では、最初からの答弁の変更はなく、個々の方々がおっしゃっているのはそれぞれ個人の考え方として述べられておるものだというふうに理解しておけばいいわけですね。

○国務大臣(小淵恵三君) 個々の方々というのは、いろいろメディアの関係で極東あるいは極東周辺というようなことが表現されておりますが、これは報道の範囲のことでありまして、それぞれ一つ一つ我が方として確かめておるわけではございません。

○立木洋君 個々の政府の要人の方が述べられている見解をすぐそうではないという、地理的な概念として直接的に述べられておることも否定されていないということ、私の念頭に置いておきたいと思ひます。

それで、この中で言われている我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態、その重要な影響というのは例えばどういふふうなことを言うんでしょうか。

○政府委員(高野紀元君) 周辺事態の基本的な考え方は先ほど大臣から御答弁いただいたとおりでございますが、そういう周辺事態とは軍事的な観点を初めとする種々の観点から我が国の平和と安全に重要な影響を与えるというところでございまして、その意味で典型的に考えられるのは、我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような武力紛争が発生している場合、

またはこのような武力紛争の発生が差し迫っている場合等があると考えております。

○立木洋君 つまり、これは経済的にさまざまな重大な事態が起こるといふふうな問題ではなくて、軍事的な影響というふうに限定していいんですね、今おっしゃったのは。

○政府委員(高野紀元君) これも御答弁しておりますが、ある事態が周辺事態になる原因というのはさまざま考えられるわけでございまして。経済的、社会的あるいは政治的な要因があると思ひますが、いずれにせよその原因が何であれ、結果として起きた事態に軍事的な要素、軍事的な側面は全く含まれないというふうな状況について言えば、それは周辺事態に当たらないということになるかと思ひます。

○立木洋君 一九五八年の金門・馬祖事件というのがありましたね。これについては、今のその重要な影響を与える場合といふふうに言えるのかどうなのか、いかがでしょうか。

○政府委員(高野紀元君) 先ほど申し上げましたとおり、ある事態が周辺事態に該当するか否かというのことは、事態の態様、規模等、さらに言えば、そういうことを含めてございまして、その時点における国際情勢を含めて総合的に判断する必要があります。

今、委員の御指摘のような歴史的な事例に関して申し上げます。現時点においてこれをその時点のすべての国際情勢、国際安全保障環境を含めてここで判断するということは必ずしも適切ではないし、あるいはここで明確に申し上げることは適当ではないといふふうな考え次第でございます。

いずれにしても、新しいガイドラインにおける周辺事態といふのは、周辺事態であるかどうかの判断をもとに、そのためにとられるであろう措置について閣議決定を行つて決めるという手続をしておりますが、そういう新ガイドラインにおける周辺事態でございますので、一つ一つの歴史的な事例について、それをすべての状況を判断してこ

こでそうであるかどうかということをご政府として申し上げることは適切ではないんじゃないか、こういうふうな考えでおります。

○立木洋君 この金門・馬祖事件が一九五八年に起こったとき、当時の岸首相は、一九六〇年五月十二日、衆議院の安全保障委員会で、金門、馬祖は日本から地理的にも相当遠く、小さい島であり、そこに局地的武力行使が行われているようなことは、日本の平和と安全に深い関係があるとは思ひません、当時こういうふうな述べておりました。そのことだけちょっと指摘しておきたいと思ひます。

次に、アメリカがベトナムに介入してベトナム戦争が起こりましたね。あのベトナム戦争は日本の平和と安全についてはどういふふうな関係があったとお考えでしょうか。今に立つてではなくて、その当時でも結構ですが、どういふ判断をしたおったんでしょうか。

○政府委員(高野紀元君) ベトナム戦争自身は極めて長い間のあの地域における紛争でございます。我が国と米国の関係におきます安全保障条約の適用というところで申し上げれば、我が国の施設・区域を使用して当時米軍がいろいろな活動をしていたということは事実でございます。その中で、当然事前協議にかかわる部分に關しましては、事前協議の枠の中で協議が行われるような制度も当時あったわけでございますけれども、その事前協議との関係ではそういう協議はなかったわけでございます。

いずれにしても、米軍が安保条約の関係において我が国の基地を利用して種々の活動をしていたということは事実でございます。

○立木洋君 当時、政府はベトナムの状況との関連において、極東における国際的平和と安全の維持に全く関係がないとは言えないという表現の仕方をしております。このことだけ指摘しておきます。

次に、先般、あの台湾海峡で一九九六年三月、

中国軍の部隊が実弾射撃等の演習を行いました。米軍なんかも空母を派遣したりしました。あの事態については、ここで言われている我が国の平和と安全に重大な影響を与える事態という観点から見るとどういふふうな判断ができるんでしょうか。

○政府委員(高野紀元君) これも先ほどの御答弁の繰り返しでございますけれども、いずれにしても、今度の新ガイドラインとの関係で、周辺事態であるかどうかという判断はその対応措置を含めて閣議決定で行うということが、現在国会に私ども御提出しております法律案に明示してござい

ます。そういう関係で言えば、個々の状況、起きた事態に關連して、それがその時点における国際情勢、国際安全保障環境を含めて総合的な判断でどうだったかといふことをこの時点で申し上げることは必ずしも適切でないし、差し控えていた

いただきたい、こういうふうな思ひます。

○立木洋君 今三つの事例を挙げてお尋ねしたんだけれども、いずれの場合についても、日本の平和と安全に重大な影響を与える場合に該当するといふふうな判断、当時も現在もそういうふうな判断があったというところについては局長は述べられなかった。だから、重要な影響を与える場合といふのは、これはまさに日本に武力攻撃がかけられてくる、あるいはもう全くただ単なるおそれ等々でなくてその危険性が目前に迫っている、そういう事態のことを意味するんだというふうに、今挙げた三つの事例に対するあなたの答弁から大体そういうふうな判断をします。

それで、経過的にこの問題を若干振り返ってみたいと思ひます。

一九九九年十一月に日本とアメリカが共同声明を出しました。この第四項目の中で、日本の安全にとって韓国の安全は緊要であるという韓国条項が出されました。また、台湾の平和と安全も極めて重要な要素であると述べ、台湾条項というものが規定されました。

しかし、一九七二年に日本と中国が共同声明を發表する前後から、台湾条項は消滅したという点についてそのとおりであるという点を一九七二年六月七日、福田外相は述べておられます。また、それよりちょっと前ですが、佐藤首相は一九七二年四月二十七日に台湾条項は消滅したのかという質問に対して、そのとおりですというふうに答弁しております。つまり、台湾条項は消滅したということが当時述べられました。

これは、中国が国連に加盟し、台湾が中国の一部であるという状況の変化を意味しているということはその当時の政府の答弁でも判断できるわけです。

しかし、それと関連して述べている点で次のように述べている点があるわけです。これは先ほど言った一九七二年五月十八日、当時の福田外務大臣が、「台湾海峡をはさんで北京政府と国民政府との間に武力によって事がかまえられるというふうな情勢は予見できないと、こういう判断であります。」と。つまり、いわゆる台湾条項については消滅したという情勢の判断の問題も出しているんです。中国に加入したという問題ではなくて、それからもう一つ、宮澤外務大臣の当時ですけれども、この問題についても、これは一九七五年二月十日衆議院の外務委員会ですが、そこでも「いわゆる極東の範囲、地理的な概念ではございませんけれども、日米安保条約に言う極東の範囲に入っていることには一向に変わりがない、こういうふうな考えておるわけでございます。」と。

だから、地理的な概念ではないけれども、日米安保条約で言う極東の範囲に入っていることには一向変わりがないということも言っているわけなんです。こういうふうな考えてきますと、いわゆる台湾条項というのは、今のガイドライン、いわゆる周辺事態とかかわりで日本のこれまで政府がとってきた態度から見ても見るのが正確なのかというところで、私は次の点を挙げたいと思います。これは大臣、よくお聞きいただきたいんです。

一つは、いわゆる台湾条項は消滅したと現時点でも明確に言っているのかどうか、政府の見解、これが第一点です。それから第二点、同じくこの地域、台湾及び台湾海峡はこのガイドライン、周辺事態というところから完全に除外されていますというのが政府の立場なのか。それから三つ目、それともこの地域において、状況の変化によっては周辺事態となり得ることもあり得るというふうに判断しているのか。その点についてお答えいただきたいと思っています。

○政府委員(高野紀元君) 今御指摘のいわゆる台湾条項でございますが、これは一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明における条項のことに言及しておられるというふうな考えをしておりますけれども、これらについていろいろ国会の議論、そこにおける政府側の御答弁は御指摘のような答弁があることは事実でございます。

そこで申し上げたいのは、ここにございますいわゆる台湾条項等に関して言えば、当時としての一般的な情勢認識としての言及、共同声明における言及でございます。この問題と、総合的な判断の結果、周辺事態であるかどうかという判断とは直接関係するものではないということが一つでございます。

結局、先ほどの周辺事態が台湾との関係でどうなるかということについて申し上げれば、周辺事態に関する基本的な考え方、繰り返しになりますが、で避けますが、最終的に総合的に判断してそれぞれ主體的に判断するというふうに尽きるわけでございます。

台湾についての我が国の基本的立場は、いずれにしてもこの時点で我が国としては、中国政府が、台湾をめぐる問題は中国人同士の問題として平和的解決を目指していると承知しており、我が国としてはかかる基本的立場を堅持した上で、台湾をめぐる問題が関係当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを強く希望しているというのが基本的立場でございます。

○立木洋君 希望はわかりました。だけれども、状況の変化によっては周辺事態となり得ることもあり得るということは一切除外していいんですか。あり得るんですか。それを端的に、あるかないかだけ言ってください。

○政府委員(高野紀元君) まことに申しわけありませんが、それに対するお答えというのは、周辺事態というものが先ほどのような仮定と申しますか判断によって政府として判断することになるだろうというところで、以上の御答弁は差し控えておきたいと思っております。

○立木洋君 だから私が始める前にあなたにはっきり答えなさいと念を押しているのに、いまだにはっきり答えようとしていない。

これは、つまり中国の一部であると、日中共同声明があるから、中国の問題に対して言うならば、これはガイドライン、周辺事態に入っているということは言えないんです。日本政府は、今の時点で言うとはそれは大ごとになる。これは中国との関係ではいろいろ議論されてきた経緯というのが、これはもう私は言いません。だからそれは言えない、しかしこれは入っていない、あそこはもう完全に除外されているんだと言ったら今度はアメリカとの間で関係が好ましくなくなる。これは大変なことになりかねない。だから、そうも言うわけにはいかぬ。

だから、この問題で一体情勢の変化によって周辺事態となり得ることがあるのかないのかと。あるのかないのかという問題について聞きたいんです。あるならある、ないならない。大臣いかがですか、大臣は非常に淡泊にお述べになる方ですから、簡単に結構です。

○國務大臣(小淵恵三君) あるともないとも申し上げられない、その事態をどう考えるかということだろうと思います。

○立木洋君 あるともないとも言えないということとは非常に私は明確な回答だと思ふんです。ということ、あり得ることもあるということなんです。ないという場合もあり得るということなんです。よくわかりました。いわゆる状況の変化によつては台湾、台湾海峡が周辺事態になり得るという判断は日本の政府の頭の中にあるというふうには私は判断しておきたいと思ふんです。

これはどうしてかといふと、岸首相が、先ほど申し上げましたが、六〇年五月十二日に述べているんです。いわゆる地理的に、近いからといって一般的に深い関係がある場合もあるだろうし、関係があるがそれほど深くない場合もあり得るし、また全然関係がない場合もあり得るというふうに、また全然関係がない場合も言っているんです。これは、地理的にいって遠いか近いかだけの問題でいえば、だけれども、問題の性格によって考えるならば、近いかからといって必ずそれが深い関係があるというふうには言えない。しかし、かといって関係がそれほど深くないという場合もあり得るし、また遠いからといって深い関係を持つという場合もこれはあり得るんだと。だから距離的な関係ではなくて、いわゆる性質の概念という問題については、先ほどの大臣のお答えは私はそのように解釈しておきたいと思ふんです。

ただ、私は最後にこの点で、もう時間が来ましたので言っておきますが、一九九八年版のアメリカの国防報告で、アメリカの利益を脅かすあらゆる領域の危機に対して軍事的手段として、改定されたガイドラインを実施するということを挙げております。アメリカの利益を脅かすあらゆる領域の危機に対して改定されたガイドラインを実施する、これはアメリカの考えです。

そして、ここどう言っているかというところ、このような観点に基づいて一九九六年四月の日米安保共同宣言では、両首脳の間で「両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定なものとするため、共同でも個別にも努力することと意見が一致した」というふうに述べています。周辺事態にアジア太平洋地域が含まれるということ、これは、日米共同宣言における両首脳間の確認からいって私は明白だろうと思ふんです。

よつては台湾、台湾海峡が周辺事態になり得るという判断は日本の政府の頭の中にあるというふうには私は判断しておきたいと思ふんです。

すから、地理的な概念ではなく、いわゆる遠近の問題にもかかわりなく事の性質によって総合的に判断されなければならない。

しかも、それは軍事的な問題であるということ、で言うならば、先ほど述べたように、ある場合もあるし、ない場合もあるというのが、台湾が周辺事態となり得るかどうかがという問題に対する政府の答弁であるというふうに私は理解します。

最後の、アジア太平洋地域が周辺事態に含まれるというアメリカの国防報告からの考え方、この点について何か御所見があれば述べていただきたい。大臣、いかがでしょうか。もう最後だから大臣にお述べいただいたいというふうでしよう。

○国務大臣(小淵恵三君) どのような御議論が米国にあるか存じませんが、我が国としてはあくまでも安保条約の範囲の中で処理するというところでございます。

○立木洋君 終わります。

○田村秀昭君 インドネシアの邦人の救出についてお伺いさせていただきます。

アメリカとかカナダとかオーストラリア、東南アジアの諸国よりも救出が二、三日おくられているわけで、現地の邦人も日本政府に対して、どうして日本だけが早く決断が下せないのかということを書いておられるという情勢で、インドネシアの情勢分析が我が外務省は甘いんじゃないかというふうには私は思っております。

この前も佐藤委員からインドネシアの現政権について質問されているし、同僚議員からもあったと思いますが、情勢分析が甘ければ当然邦人の救出もおくられてくるわけで、現時点でお答えになられるかどうかかわかりませんが、現スハルト大統領の進退も含めてどういうふうに見ておられるのか、お聞きしたいと思っております。

を正確に分析して一様に対応するということの困難が実は存じます。

今、報告がありまして、一時三十分からスハルト大統領が演説を始めたというところであります。内容がわかりましたら当委員会にも御報告申し上げたいと思っておりますが、大統領としてみずから進退の問題に触られるのか否かというような問題もござります。事はさように、最高責任者の対応につきましても判断を申し上げることはなかなか実は困難な状況であります。しかし、いづれにいたしましても邦人の身の安全という点にしましては、できる限り早目早目に手を打っていかねばならぬということとはしごく当然なことだろうと思っております。

ただ、この分析にかかわることではありますけれども、日本とインドネシアとの関係から考えまして、先ほどもちょっと御答弁申し上げましたが、例えば邦人の安全の問題について、危険度について一遍にグレード五というような形になすこととは、これはまたいような問題を惹起しかねないということでありまして、そういう意味で、それぞれの状況に際しましてグレードを上げてまいりまして、現在四ということに対処いたしておるわけでございます。

そういう意味で、可能な範囲におきまして、現在のインドネシアにおける政情も含めました状況について判断を正確にいたすべく努力しております。今お尋ねの点につきましてはまさに今大統領自身が何らかの意味で重大な態度表明が、重大なというものは失礼しました。よろしいですか、ちょっとお時間をちょうだいして。

インドネシアの今のスハルト大統領の演説です。一つ、自分は改革委員会をつくって新しい内閣をつくり、そこで改革をやっていく。二、総選挙をなるべく早くやり、その後の新しい国会で大統領を選出する。三、自分は新たに大統領には立候補しない。以上、重要な三点についてテレビでの演説があったと、こう承っておりますので、こううした路線で今後進んでいかれるのではないかと

判断いたしております。

○田村秀昭君 十六日に民間機の増便をお決めになっておられるみたいですが、アメリカとかカナダというのはもう第一陣は十三日から十四日に全部終了しているんです。それで、十六日の土曜日に、今度新しく内閣の危機管理監になられた安藤さんは官邸の危機管理センターに詰めておられたわけですが、関係閣僚はみんな参議院の補選の応援でいない。官房長官もいないし、総理代理の外相もおられないし、運輸大臣もおられない。そういうことに私は現地に對する危機管理の甘さがあるんじゃないかというふうに指摘したいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 御指摘につきましては留意しなければならぬと思っております。ただ私にしましては、前日に十分その事態の状況について把握いたしておたつもりでございます。当日は政務でございませぬけれどもあえて大臣秘書官を同道いたしまして、時々刻々変化することに関しまして対応のできる体制を整えつつ対応いたしておりましたし、当日の早朝からの動きにつきましては、インドネシア国内においては集会所その他が行われる可能性が非常に薄いということも判断をいたしまして対処いたしております。東京にはおりませんでしたが、十分対処のできる体制をとっておたことを御理解いただきたいと思います。

○田村秀昭君 こういう避難民の救援に護衛艦を使用できるようにすべきだと私は思っているんですが、いかがですか。

○政府委員(竹内行夫君) 事実関係だけ申し上げて、御承知のとおり、現在自衛隊法の改正について国会にお諮りしているところでございますので、その取り扱いにつきましては国会の方で決めになる、こういうことだろうと思っております。

○田村秀昭君 政府として、民間機を派遣する場合、その基準というのはどういうふうに決められているんですか。

○説明員(内藤昌平君) 海外における在留邦人救出のための作業は原則として民間機を最大限活用するという方針でございます。

しかし、邦人救出の事態は緊急事態ということ、飛行場が通常の事態でも使えない場合があり得ます。それから、民間機がいろいろな現地の事情で利用が困難であるというような状況も考えられます。そのような場合には自衛隊機によって邦人救出を行う、それが百条の八の趣旨でございます。

○田村秀昭君 今おっしゃったことは、そういう優先順位はどこに書かれているんですか。あなたの言われているのはどこに書かれているんですか、そういうことは。

○説明員(内藤昌平君) 自衛隊法の百条の八には、防衛庁長官は外務大臣……

○田村秀昭君 いや、そんなこと聞いているんじゃないんです。優先順位が定められているのかと私は聞いているわけですが、今あなたの言ったような優先順位がどこかに規定されているのかと聞いているんです。

○説明員(内藤昌平君) それは外務省としての方針でございます。

○田村秀昭君 そうすると、外務省の役人が異動して変わった場合にはまた変わるんですか。

○説明員(内藤昌平君) 外務省は外務大臣の御指示のもとに動いてございます。

○田村秀昭君 そんなこと聞いているんじゃないんですよ。だから、きちんとそういうことを前もって、その場その場の行政じゃなくきちんと優先順位を決めておいた方がいいかと言っているわけですよ。もう答弁はいいいです。

次に、沖縄の普天間の問題について外務大臣にこれはお聞きしたいんですが、名護の市民は賛成派が多いんです。それで、大田知事の反対によって普天間基地の代替地が凍結されている。大田知事さんというのとは日本の安全保障について責任を持つ立場の人じゃないんです。国家の重大な、日米間でも重大な問題だと私は思っている

んですが、県知事の意向に左右されて進捗しない状況というのは、どういうふうにお考えになつておられるのか。日米関係も非常に悪くなるし、県知事がその場所を持っているわけじゃないんです。本来国が持っているものを、全部国でやったら大変だから県知事さんを通してやっていくだけの話で、知事さんが反対だからといってこういう重大な国家的な問題が凍結されているというのは非常におかしいと私は思うんですが、外務大臣はどのようにこれをお考えになつていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 政府としては、既に先生御案内のとおり、海上ヘリポートを代替として普天間の基地の移転を考へておるわけですが、海上ヘリポートともなると、公有水面の使用についての権限を地方自治体の長が有しておるというところがございますので、そういった意味で、その地域の知事の理解と協力なくしてはなかなかスムーズにこの問題を解決できない、こういうことに相なつていられることも委員御承知のところだろうと思ひます。

○田村秀昭君 そうすると、大田県知事さんが反対をされている限りずっと今の状況が続くという事ですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 段々の経緯は先生も御存じだと思ひますけれども、現時点におきましては知事さんとして反対の意思を表明されておる。したがつて、政府としてはその考え方を改めていただくべく今日まで粘り強く努力を傾注いたしてきておるところでございますが、残念ながらまだ賛同を得られていないということでございます。

○田村秀昭君 そうすると、外務大臣は賛同を得られるまでずっと待つ、そういうことですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 一日も早く理解をいただきたいと念願しておるところでございます。

○田村秀昭君 インドの核実験について、これはCTBTやNPPT体制の崩壊につながる極めて重要な問題だと私は理解しておるんですが、実際にこういうインドの核実験のようなものが起きたわ

けでありまして、核兵器の保有とか核の傘とか核の拡散防止とか核軍縮とか核廃絶などを含めて、核管理に関するシステムの本質的な見直しが必要になつた時期に來ているんじゃないかと思ひます。我が国としては、国連の軍縮会議に新たに提案して外交的なイニシアチブをとられるとか、どういうふうな今後していかれようとしておられるのか。

それから、水爆を持つような国には、立派な大國ですから援助はやめた方がいいんじゃないかと思ひます。私は思つておるんですが、その辺も含めてお考えをお聞かせください。

○政府委員(阿部信泰君) 御指摘のとおり、このたびのインドの核実験というのは世界的な核軍縮の動きに大変大きな衝撃を与えたものと受けとめております。

これまで核軍縮につきましては、ジュネーブの軍縮会議あるいは国連の場を使いましてNPPTの再検討会議、こういったものの場を通じて議論がなされておるわけですが、そういった場を通じて一層核軍縮の道を進めるべく努力をしたいと考えております。

我が国の経済援助の問題につきましては経済協力局長からお答えした方がよろしいかと思ひます。

○政府委員(大島賢三君) インドの二回にわたります核実験に對しましては、既に大変強い抗議を申し入れるとともに、ODA大綱の原則も踏まえまして、インドに對します新規の無償資金協力を原則的に停止すること、それから新規円借款の停止、国際開発金融機関を通じて對インド融資に對しての慎重な対応といったような諸点を含みますことを決定いたしましたとして発表したところでございます。

この経済協力を通じます日本政府の措置というものは大変に強い措置であるというふうにお考へております。

○田村秀昭君 質問を終わります。

○佐藤道夫君 私からは、最初に対人地雷の全面

禁止条約の問題を取り上げたいと思ひます。結論を先に言いますと、なぜこの地雷条約の批准がおくれしているのか、こういうことであります。

昨年十二月、小淵外務大臣がすぐれた指導力を発揮されまして、この条約に署名したところまでこぎつけたわけでありまして、先般ロンドンで開かれましたG7ならざるG8会議におきましてこの問題を取り上げて、地雷による犠牲者ゼロのプログラムについて強力な国際協力を展開していくこと、こういうことになったようでありまして。その間の御努力は私は大変高く評価しておるものでありますけれども、肝心のこの条約の批准がおくれしているのはなぜかということなのであります。

報道等によりますれば、自衛隊が保有している百万個の地雷の問題、まずこれをどうするかという問題があると。それから、在日米軍の保有している地雷について、日米間の調整がまだ詰まつていないということ。それから、地雷条約を批准した場合の国内立法が全然手つかずである、どういふ法律をつくつたらいいのか、その辺もまだ検討中である、こういうことのようにあります。

そこで、最初に防衛庁にお尋ねしたいんですが、これも、条約の批准に備へまして、この百万個という地雷、それから地雷の予算というのは年間四十億円ぐらいあったようでありまして、これをどういふことになつていくのか、それをちょっと御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(橋田勝彦君) ただいま、対人地雷禁止条約の発効に向けて防衛庁として現在保有をいたしております対人地雷をどのように処分していくつもりであるかという点と、その予算の關係の御質問がございました。

私も保有しております対人地雷の廃棄のあり方につきましては、この廃棄に伴ひまして、安全性の問題、タイミングの問題、それから環境等に対する影響の問題等々、そういった点のチェックを十分いたしまして、現在、どういった廃棄方法でやっていったらいいかということを検討いた

していらっしゃるでございます。これに要する予算をいたしまして、平成十年度には約一千万円弱の予算を組んでいらっしゃると思ひます。

○佐藤道夫君 結論だけで結構ですけれども、いづつをめぐって全面廃棄までこぎつけるのか。結論だけで結構です。

○国務大臣(久間章生君) 先ほど委員は、残っているから批准がおくれしているんじゃないかというお話でございますけれども、逆に私どもは、条約の批准がないと、検討はしませんが、廃棄の着手はできないということでございます。

○佐藤道夫君 私が言つておるわけじゃなくて、新聞が誤解してそういう報道をしたんでしよう。そちらの方から訂正するように新聞に申し入れをしていただく。

それから次に、国内立法がおくれしていると、この点についてはいかがでしょうか。

これは実は、サインをする段階でその辺は検討済みだと私は思つていたので、すけれども、案外手つかずで検討もされずに残つておつた。しかし、自衛隊はもう地雷の買い上げは一切しないわけですから、そんなものを持つていても仕方ないわけでありまして、国内法をつくる必要はもうないんじゃないか、こういう気持ちは私にはおるわけでありまして、いづれにしろその辺が一体批准の障害になつていくのかどうか、ちょっと教えてください。

○政府委員(阿部信泰君) 国内法につきましては、自衛隊が持つておるものをどうするかというのは、これはもう政府が自分で持つておるわけですから、条約を批准すれば必ずから義務を認識して行つたわけで、これは法律は必要ないわけでございますけれども、条約上、国内の生産者あるいは一般の市民に對しまして、地雷をつくつたり持つたり使つてはいかぬという義務を課す必要があると思ひます。その關係の国内法を整備する必要があるというところで準備しておりますが、おしかりを受けることになるかもしれませんが、若干その調整がおくれしているというところでございます。

○佐藤道夫君 調整がおくられて、そのめどは、また結論だけで結構ですけれども、いつごろでありましょうか。

○政府委員(阿部信泰君) なかなかめどは申し上げがたいんですが、遠からずできるだけ早くというところで御理解いただければと思います。

○佐藤道夫君 模範的な役人答弁だと思えます。在日米軍との関係を、これをまた批准できない理由の一つに挙げられておるようでありますけれども、この点はいかがでございましょうか。

私、これはもう批准をおくらせる理由にはならない。米軍は米軍の都合があるだけですから、日本が批准するのに支障を来す理由にはならないと思ふんですけれども、その点いかがでございましょうか。

○政府委員(阿部信泰君) この点も政府部内での検討、調整が少々時間がかかっておりますけれども、これもやはりすぐれて日本側の政府の責任というところでございしますので、できるだけ早く結論を出すように努力したいと思います。

○佐藤道夫君 役人の答弁のできるだけ早いというのはできるだけ早いという意味だと、こういうふうには私に教えてくれた人もおりましたので、そういうことのないように、できるだけ早く、本来なら世界に先立って批准すべきが我が国の立場だったろうと思ふんです。もう既にカナダ、ハンガリー、スイスなど十一カ国余りが批准もしているという点なので、少なくとも来国会中ぐらいいは必ず批准ができるというふうには不眠不休で頑張ってもらえればと思ひます。

次に、機雷の問題をちょっと取り上げさせてください。

陸の地雷と海の機雷ということで、同じような問題があるんだろうと思ふんです。特に海の機雷の場合には、一回事故が起きたらもう大変な問題。大型タンカーが沈没したら環境に大変大きな被害が及ぶ、大型商船の場合には何百人、何千人という人命が失われる。

そして、今やもうかつて機雷がつくられた時代とは全くさま変わりがしているんだろうと私は思

うんです。機雷がつくられた今世紀初頭におきましては、余り海上を航行する船もなかったもので、軍艦を目当てに機雷をつくる、敷設しておくというものがあつたんでしようけれども、今、日本周辺はもうミズスマシのように何百、何千、何万という民間の船が走り回っているわけですから、機雷を敷設したりしたらもう大変な問題になる。最初にやられるのは民間の船だろ。こういうことで、これは世界各国とも同じような状況にあるんだろと思ひます。

そういう意味で、率直に申し上げますと、機雷はもう使えない兵器だろうと私は考えておるんでありまして、陸の地雷を全面禁止したのと同じような発想から、海の機雷も禁止するという考えがあつていいのではないかと。

特に、地雷とか機雷とかは、軍事目的以外の全く軍行動とは関係のない一般の民間人が被害に遭う、こういう問題が含まれておつて、そういう意味からいっても、機雷や地雷というのは、地雷の場合にはちょっと議論があるかもしれないけれども、機雷はもう使えない兵器だ、こう言つてもいいかと思ふんです。

我が国が首頭をとつて、陸の地雷と同じように、機雷の全面禁止ということを打ち出してもいいのではないかと。小渕外務大臣が陸の地雷の禁止に傾けた情熱の一半を割いていただまして、今度は海の機雷に取り組んでいただくということにならぬものなのかどうなのか、外務大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(小渕恵三君) 先般も佐藤先生から御提起されましたが、地雷、機雷と比較するわけではありますけれども、極めて危険な兵器で、兵器といえますがそういうものでございまして、これに対する国際的な何らかの意味での取り決めを先行すべきではないかということですが、少し勉強させていたきたいと、また役所の答弁みたいになるかもしれませんけれども。

いずれにしても、実は対人地雷の場合には毎日数百人という無辜の人たちが被害に遭うものです

から、そういった意味での緊急性もこれあつて非常に国際的な機運が盛り上がったということなんです。機雷につきましては、先般の湾岸戦争のときのような状態というものが今再来してございせんものから、世界的な意味で、機雷の問題についての条約をつくらうという考え方がもう大きなものになつていないことは事実です。事実ですが、今御指摘のような点もございまして、どういう形のものができるか、勉強させていただきたいと思ひます。

○佐藤道夫君 ぜひともできるだけ積極的にこの問題、我が国の問題というぐらゐの考えで取り組んでいただければ、こういうふうな思ひます。

この前の委員会でも申し上げたのですけれども、地雷の禁止条約に關しましては、これを熱心に運動していた民間団体とそのリーダーがノーベル平和賞と、こういうことなものですから、我が国からも久しぶりにノーベル平和賞を受賞する大臣級が出てまいりではないかと、こういうふうな考へておられますので、どうか各国の模様眺めというのじゃなくて、我が国が首頭をとつてこの問題に取り組んでいくというぐらゐの気構で取り組んでいただきたいと思ひます。

その次に、インドの核実験についてお尋ねいたします。インドは安全保障上の問題だと、こう言つておりますけれども、果たしてそうなんだろうか。北の脅威と西の脅威というのを言つておられますけれども、北は中国、西はパキスタンということでしょうけれども、そもそもインドが侵略に値する国なのか。非常に皮肉な言い方ですけれども世界で最も貧しい国の一つ、こう言われておりますし、人口が九億に達している、こういう国を侵略して占領してみても一体何の意味があるのだろうか。

それから、中国は国が統一されますと、大體漢帝国の時代から南とか北とかに進出していくのですけれども、北はモンゴル、西の方は中央アジア、南の方はベトナム、東の方は朝鮮、日本と。

あの漢民族というのはインドを不思議に侵略の対象にしていない。なぜかといふと、インドというのは仏教発祥の地なんです。中国人にとつては聖なる土地でもあるわけであつて、ゆめ侵略しようなどということは考えないことは確かだろうと思ひます。

それから、西の脅威であるパキスタンはどうかといふと、パキスタンとインドというのは軍事力に大人と子供ぐらゐの差がありまして、今まで二回戦つておりますけれども、手もなくパキスタンが討ち破られておる。そのインドがパキスタンの脅威というものを並べ立てるのは大変おかしい。大人が子供と口げんかをして、いつ子供から襲われるかわからぬといつてピストルを用意しているようなものであつて、ナンセンスといひます。武力が国力のすべてだと、こう考へてゐる十九世紀当時の帝国主義時代の指導者の感覚からインドの指導者が抜け切つていないのだろ、こういう気がしないわけでありまして。

例えば、インドとパキスタンの国境地帯で小競り合ひでも起きまして、インド軍が油断してたのでパキスタン軍に攻め込まれたという状況になりまして、それならうちの方は核があるからこれを使おうといつて、パキスタンの首府はたしかカラチだつたと思ひますけれども、カラチに向けて核弾頭を投下するようになつた状況じゃないことはもう確かなんです。今どき、どこの国もそうだと思います。一国の首府にはいろんな観光客もおれば在外公館もあつて、そういうものを一網打尽に殺害してしまうなんていうことは今日の問題としてとれることではない。とれるような戦法ではないことも確かです。そういう意味ではもう核兵器というのは使えない兵器だと私は思ふのであります。

それと、先ほど地雷とか機雷とかが軍事関係者以外の第三者に莫大な被害を及ぼすと。その最たるものは核兵器であらう、こう思ふわけでありまして、広島や長崎で何十万という一般民間人が殺

ことによりましていろいろな発言力も出てくるわ

月二十七日にジュネーブで作成されたものであり

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
二、国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空機関の総会は、

千九百八十四年五月十日にモントリオールにおいてその第二十五回会期(臨時)として会合し、国際民間航空は、世界の諸国及び諸国民の間の友好及び理解をもたらし及び維持することに大いに寄与することができるが、その濫用は一般的安全に對する脅威となり得ることに留意し、諸国及び諸国民の間の摩擦を避け並びに世界平和の基礎である諸国及び諸国民の間の協力を促進することが望ましいことに留意し、

国際民間航空が安全にかつ秩序正しく発達することが必要であることに留意し、人道上の基本的な考慮から民間航空機内における人の安全及び生命が確保されなければならないことに留意し、

締約国が、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約において、各国がその領域上の空間において完全かつ排他的な主権を有することを承認し、自国の国の航空機に関する規制を設けるに当たり民間航空機の航行の安全について妥当な考慮を払うことを約束し及び国際民間航空条約の目的と両立しない目的のために民間航空機を使用しないことに同意していることに留意し、

他国の領空の侵犯及び国際民間航空条約の目的と両立しない目的のための民間航空機の使用を防止し並びに国際民間航空の安全を一層増進させるための適当な措置をとることに同意していることに留意し、

飛行中の民間航空機に對して武器を使用しないとの原則を再確認することが締約国の一般的な希望であることに留意して、

1 このため千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが望ましいことを決定し、

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、
「第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二

(a) 締約国は、各国が飛行中の民間航空機に對して武器の使用に訴えることを差し控えなければならず及び、要撃の場合には、航空機内における人命を脅かし又は航空機の安全を損なつてはならないことを承認する。この規定は、国際連合憲章に定める国の権利及び義務を修正するものと解してはならない。

(b) 締約国は、各国がその主権の行使として、その領域の上空を許可なく飛行する民間航空機に對し又はその領域の上空を飛行する民間航空機であつてこの条約の目的と両立しない目的のために使用されていると結論するに足り十分な根拠があるものに對し指定空港に着陸するよう要求する権利を有し及びこれらの民間航空機に對しそのような違反を終止させるその他の指示を与えることができることを承認する。このため、締約国は、国際法の関連規則(この条約の関連規定、特に(a)の規定を含む)に適合する適当な手段をとることが出来る。各締約国は、民間航空機に對する要撃に對しての現行の自国の規則を公表することに同意する。

(c) すべての民間航空機は、(b)の規定に基づいて発せられる命令に従う。このため、各締約国は、自国において登録された民間航空機又は自国内に主たる營業所若しくは住所を有する運航者によつて運航される民間航空機が当該命令に従うことを義務とするために必要なすべての規定を自国の国内法令において定める。各締約国は、そのような関係法令の違反に對して重い制裁を課することが出来るようにするものとし、自国の法令に従つて自国の権限のある当局に事件を付託する。

(d) 各締約国は、自国において登録された民間航空機又は自国内に主たる營業所若しくは住所を有する運航者によつて運航される民間航空機がこの条約の目的と両立しない目的のために意圖的に使用されることを禁止するために適当な措置をとる。この規定は、(a)の規定に影響を及ぼすものではなく、また、(b)及び(c)の規定を害するものではない。

(e) 締約国は、そのように関係法令の違反に對して重い制裁を課することが出来るようにするものとし、自国の法令に従つて自国の権限のある当局に事件を付託する。

3 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、百二の締約国の批准によつて2に規定する改正案が効力を生ずることを定め、また、

4 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により2に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(a) 議定書は、総会の議長及び事務局長によつて署名される。
(b) 議定書は、国際民間航空条約を批准し又は同条約に加入した国による批准のために開放しておく。

(c) 批准書は、国際民間航空機関に寄託する。
(d) 議定書は、百二番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(e) 国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に對し、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。

(f) 国際民間航空機関事務局長は、国際民間航空条約のすべての締約国に對し、議定書の効力発生の日を通報する。

(g) 議定書の効力発生の日の後に議定書を批准する締約国については、議定書は、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

よつて、総会の以上の決定に基づき、国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第二十五回会期(臨時)の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百八十四年五月十日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国に對してその認証本を送付する。

総会第二十五回会期(臨時)議長
アサド・コタイテ
事務局長
イヴ・ランペール

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空機関の総会は、千九百八十年十月六日にモントリオールにおいてその第二十三回会期として会合し、国際運輸に関する航空機のリース、チャーター及び引継運輸に関する決議の第A二十二号（第二十一回会期）及び第A二十八号（第二十二回会期）に留意し、

法律委員会の第二十三回会期の会合において作成された国際民間航空条約の改正案に留意し、航空機に関するリース、チャーター若しくは引継運輸又はこれらに類する手配の場合における当該航空機の登録国からその運輸国への一定の任務及び義務の移転について定めることが締約国の一般的な希望であることに留意し、

このため千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考へて、

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、

「第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条之二

(a) 締約国において登録された航空機が他の締約国内に主たる営業所（主たる営業所を有しないときは、住所）を有する運輸者によつてリース、チャーター若しくは引継運輸又はこれらに類する手配の取決めに従つて運輸される場合には、第十二条、第三十条、第三十一条及び第三十二条(a)の規定にかかわらず、登録国は、当該他の締約国との協定により、こ

れらの規定に基づく当該航空機に係る登録国の任務及び義務の全部又は一部を当該他の締約国に移転することができる。登録国は、移転された任務及び義務についての責任を解除される。

(b) 移転は、当該移転について定める国家間の協定が第八十三条の規定に従つて理事会に登録され及び公表されるまで他の締約国について、又は当該協定のいづれかの当事国が他の関係締約国の当局に対して当該協定の存在及び適用範囲を直接通告するまで当該他の関係締約国について、効力を生じない。

(c) (a)及び(b)の規定は、第七十七条の規定の適用を受ける場合についても、適用する。」

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、九十八の締約国の批准によつて1に規定する改正案が効力を生ずることを定め、また、

3 国際民間航空機関事務局局長がひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(a) 議定書は、総会の議長及び事務局局長によつて署名される。

(b) 議定書は、国際民間航空条約を批准し又は同条約に加入した国による批准のために開放しておく。

(c) 批准書は、国際民間航空機関に寄託する。

(d) 議定書は、九十八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

(e) 国際民間航空機関事務局局長は、すべての締約国に対し、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。

(f) 国際民間航空機関事務局局長は、国際民間航空条約のすべての締約国に対し、議定書の効力発生の日を直ちに通報する。

(g) 議定書の効力発生の日の後に議定書を批准する締約国については、議定書は、当該締約

国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

よつて、総会の以上の決定に基づき、国際民間航空機関事務局局長は、この議定書を作成した。

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第二十三回会期の議長及び事務局局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百八十年十月六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとす。同機関の事務局局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国に対してその認証謄本を送付する。

総会第二十三回会期議長

R. S. ニヤガ

事務局局長

イヴ・ランベール

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日米新防衛指針の慎重審議に関する諸願（第一七二六号）

一、新ガイドラインと有事法制化反対に関する諸願（第一七五二号）（第一七五二五号）（第一七五三三号）（第一七五四四号）（第一七五五五号）（第一七五六六号）（第一七五七七号）（第一七五八八号）（第一七五九九号）（第一七六〇〇号）（第一七六一一〇号）（第一七六二二号）（第一七六三三号）（第一七六四四号）

一、新ガイドライン反対に関する諸願（第一七六五五号）（第一七六六六号）（第一七六七七号）（第一七六八八号）

第一七二六号 平成十年五月六日受理

日米新防衛指針の慎重審議に関する諸願

諸願者 神奈川県藤沢市高倉八七八 伊東 房江 外一名

紹介議員 千葉 景子君

政府は昨年九月、日米新防衛指針に合意した。これは、米国の戦略に合わせて平素から自動参戦態勢をつくっておくというものであり、日本全体が米軍の出撃基地化するという危険をはらんでいる。このような日本の平和と安全保障政策を根本から転換させる内容の指針が十分な国会論議もなされず市民の声を反映する場もつくられなままに決定されるということは、民主主義の原則にもとるものであり、平和、人権、民主主義の理念に基づく憲法を持つ主権者として納得できない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法に違反する集団的自衛権の行使や有事立法につながるような、国会において十分かつ慎重な審議を尽くすこと。

二、武力によらない平和、安全保障の実現のために、憲法の理念に基づく自主的な外交、文化交流等あらゆる努力を尽くすこと。

第一七五二号 平成十年五月七日受理

新ガイドラインと有事法制化反対に関する諸願

諸願者 北海道北広島市大曲末広二ノ四ノ

一、木下透 外十名

紹介議員 阿部 幸代君

北海道では、空母インディペンデンスの小樽寄港、海兵隊の矢別演習場での実弾砲撃演習、海兵隊員の民間バス使用など自衛隊演習場と民間施設、輸送手段がアメリカ軍の意のままに使われる事態が急速に進み、道民の不安が高まっている。この背景には、日米両政府が進める新ガイドラインと有事法制化の動きがある。新ガイドラインでは、アメリカが世界各地で行う軍事行動に日本が自動的に参戦すること、そのために空港や港湾、病院などを管理している地方自治体や民間の動員を行うことが取り決められており、政府はそのた

めの国内法改悪を有事法制化として準備している。最近になり、千歳空港と小樽、函館、苫小牧の港湾を含む全国十一か所の民間空港と港湾を「周辺有事」のときに米軍のための専用輸送拠点にすることを要求していることも明らかになった。これらの動きは、日本をアメリカが行う戦争に自動的に巻き込む極めて危険なものである。

一、新「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」とその具体化を直ちにやめること。
二、有事法制化の企てを直ちにやめること。
三、米軍基地の固定化を許さず、すべての米軍基地を撤去すること。

第一七五二号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道函館市東山二ノ一七ノ二六
山本喜久雄 外十名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七五三号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 札幌市白石区本郷通一三丁目北二ノ二三 准藤国雄 外十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七五四号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道函館市船見町二ノ一八 川村龍彦 外十名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七五五号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区中葛西五ノ三〇ノ

二 高橋成幸 外十名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七五六号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 東京都江東区南砂四ノ五〇二二 鹿久保友 外十名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七五七号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道函館市美原三ノ三一ノ八 藤田友也 外十名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七五八号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道札幌市上磯町七重浜四ノ二七ノ一四 中村節仁 外十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七五九号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道函館市昭和一ノ一ノ二六 相原美紀 外十名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七六〇号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道函館市昭和二ノ七ノ五 佐藤公昌 外十名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七六一号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道函館市花園町一四ノ五〇三ノ三〇一 金田和明 外十名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七六二号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道釧路市厚沢部町館町一六 西山仁一 外十名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七六三号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 札幌市清田区北野七条一ノ七ノ三 二入谷和男 外十名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七六四号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 北海道函館市湯浜町六ノ一三 柳原直善 外十名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七六五号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 愛知県西加茂郡三好町東陣取山一八五ノ三 藤井孝三 外四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一七五一号と同じである。

第一七六六号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 愛知県豊田市長原町馬ノ背二一七ノ二 須崎輝光 外四名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一七六五号と同じである。

一、新ガイドラインに沿って今後予定されている周辺事態での軍事作戦計画の作成、自治体や民間の協力を義務付けるあらゆる有事立法の策定を行わず、新ガイドラインの合意そのものを白紙に戻すこと。

第一七六六号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 愛知県豊田市長原町馬ノ背二一七ノ二 須崎輝光 外四名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一七六五号と同じである。

第一七六七号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 愛知県東加茂郡下山村大字蘭子花ノ木二六 太田義彦 外一名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一七六五号と同じである。

第一七六八号 平成十年五月七日受理
新ガイドラインと有事法制化反対に関する請願
請願者 名古屋市中区区役所前二ノ二〇〇 佐藤英機 外四名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一七六五号と同じである。

五月十九日日本委員会に左の案件が付託された。
一、サービスの貿易に関する一般協定の第五議

定書の締結について承認を求めるの件
一、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について承認を求めるの件
サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書

日本国の特定の約束に係る表

金融サービスに関する自国の特定の約束に係る表又はサービスの貿易に関する一般協定第二条の免除に係る表をこの議定書に附属させる世界貿易機関(WTO)の加盟国(以下「関係加盟国」という。)
千九百九十五年七月二十一日にサービスの貿易に関する理事会によって採択された金融サービスに関する第二決定(S/L/第九号)に基づき交渉を行い、
次のとおり協定する。
1 この議定書に附属する金融サービスに関する関係加盟国の特定の約束に係る表又は第二条の免除に係る表は、この議定書が当該関係加盟国について効力を生ずる時に、当該関係加盟国の

特定の約束に係る表又は第二条の免除に係る表の金融サービスに関する部分に代わるものとする。
2 この議定書は、千九百九十九年一月二十九日まで関係加盟国による署名その他の方法によって行い受諾のために開放しておく。
3 この議定書は、すべての関係加盟国がこれを受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が千九百九十九年一月三十日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこれを受諾した関係加盟国は、その後三十日以内にその効力発生に関する決定を行うことができる。
4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託

する。世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、この議定書の認証原本及び3の規定によるこの議定書を受諾に関する通告書を速やかに送付する。
5 この議定書は、国際連合憲章第二百二条の規定に従って登録する。
千九百九十八年二月二十七日にジュネーヴで、この議定書に附属する表に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

7 金融サービス

日本国は、金融サービスに関し、この協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に加えて「金融サービスに係る約束に関する了解(以下「了解」という。了解は、この約束表に附属するものとし、この約束表の不可分の一部を成す。))に従い、この協定に基づく特定の約束を行う。金融サービスの分野においては、了解に基づく義務をこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負うものとする。

日本国は、金融サービスに関する附属書2(a)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限(このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの)を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく日本国以外の加盟国の領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、この協定第一条2(b)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

分野

市場アクセスに係る制限

内国民待遇に係る制限

追加的な約束

A 保険及び保険関連のサービス

この協定第一条2(a)及び(b)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づき義務については、次の条件及び制限に従う。
(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(1) 制限しない。

日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。

B 銀行サービスその他の金融サービス
(保険及び保険関連のサービスを除く。)

- (a) 日本国内で運送される貨物
(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。

保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。

(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

- (a) 日本国内で運送される貨物
(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。

保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。

(3) 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。

保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

この協定第一条2の(a)及び(b)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務を追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。

(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業

(2) 制限しない。

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(1) 制限しない。

日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。

務上の拠点が必要である。
(2) 一九九八年四月以降、制限しない。それ以前のサービスの提供については、次のすべての制限に服する。

外国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約であつて、これらの合計額が二億円相当額を超えるもの及び日本国通貨で表示された日本国外における預金又は信託契約については、許可が必要である。営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、ポर्टフォリオ投資のための二億円相当額を超える外国通貨で表示された日本国外における預金について、期限を定めない許可を与えられる。当該預金については、事後の報告のみを行う。

次の資本取引に係るサービスについては、日本国内の外国為替公認銀行を通じて提供を受けることができ、当該外国為替公認銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。

- (a)(i) 小切手、手形等の支払手段の取引
- (ii) 外国為替の取引
- (iii) 現物決済が行われる外国為替取引を伴う派生商品(例えば、通貨の現物オプション)の取引

営業を行う法人は、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されているすべての証券派生商品に投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。

営業を行う法人のうち、大蔵省が定める法務、リスク管理及び財務管理に関する体制の基準を満たすものは、許可を受けることなく、自己の勘定において、日本国外の取引所に上場されている金融の先物又はオプション

(2) 制限しない。

	に投資することができる。当該投資については、事後の報告のみを行う。 (b) 相殺、居住者が非居住者のために行う他の居住者に対する支払、居住者が非居住者のために行う他の居住者による支払の受領等の特殊な方法による決済 (c) スワップ (3) 投資信託の委託サービスの業務上の拠点については、日本国内で設立された法人でなければならない。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (3) 日本国は、厚生大臣が投資一任契約に係るサービスの提供者による運用を認める厚生年金基金の資産については、ニュー・マネー(注)とニュー・マネー以外の資産の区分を使用しない。 注「ニュー・マネー」とは、厚生大臣が厚生年金基金の資産運用の方法を拡大して投資一任契約に係るサービスを含めることにつき適格であると認定した日以後に当該基金が徴収した掛金の累積により主として構成される資産をいう。

A 日本国の追加的な約束
 保険及び保険関連のサービス

追加的な約束の欄に特定の約束として追加的な当局が申請を認可すること又は届出を受け入れることが記載されている場合には、このような申請又は届出は、これに適用される法的基準に適合するものでなければならぬ。追加的な当局は、そのような法的基準を、公正なかつ透明性のある態様により適用するものとし、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保保険に基づいて差異化することを認めるように解釈する。

1 追加的な当局は、自動車保険の通信販売に係る申請を認可し、また、保険サービス提供者

がクレジットカードによる支払を受領した日から有効となる保険契約については、クレジットカード・カードの使用を通じた保険料の支払を認可する。

自動車保険の「通信販売」とは、保険サービス提供者が、新聞、雑誌等の広告媒体を通じて又はダイレクト・メール若しくは電話を通じて消費者に自己の商品を提示し、郵便又は電話による消費者からの契約の申込みを受け、消費者と対面することなく郵便又は電話によるやり取りを通じて消費者と契約を結ぶ販売方式であると定義される。

2 追加的な当局は、千九百九十八年四月一日以降、一契約当たりの最低保険金額を七十億円に引き下げることににより、商業用火災保険の

付加率のアドバイザリー制度の適用範囲を拡大する。

3 追加的な当局は、料率及び特約について届出制が適用される商品に次の十六の商品を含めるとともに、追加的な当局に届出がされた商品の販売を九十日の標準処理期間内に認める(すなわち、届出を受け入れる)。

- 医師賠償責任保険
- 医療開始遅延保険
- 開業遅延保険
- 土木構造物保険
- 原子力保険
- 企業包括賠償責任保険
- 環境汚染賠償責任保険
- 組立保険

動産総合保険

- コンピュータ総合保険
- ボイラー・ターボセット保険
- 運送保険
- クレジットカード・カード盗難保険
- 賠償責任保険
- 建設工事保険
- 保証証券

4 (a) 追加的な当局は、料率算出団体の会員が当該料率算出団体によって収集された統計資料を料率を算出するために使用することを許可しつつ、料率算出団体の会員が当該料率算出団体によって算出された料率を保険サービスの提供のために使用しなければならない義務を千九百九十八年七月一日まで

に撤廃する。

- (b) (a)の規定を実施するために必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられたときには、適当な当局は、保険サービス提供者が商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化するような申請を、その提出から九十日の標準処理期間内に、料率算出団体によって算出された統計上の料率を使用しているか否かを考慮することなく認可する。

- (c) 必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられるまでの間は、適当な当局は、生命保険及び損害保険の分野における主要な商品の種類に属する商品であって、商品の料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化する柔軟性を有するものに係る申請を、その提出から九十日の標準処理期間内に認可する。

- (d) 適当な当局は、料率、約款及び販売を担保危険に基づいて差異化する柔軟性を備えた任意自動車保険(料率が差異化された自動車保険であって通信販売によるものを含む。以下「差異化された自動車保険」という。)に係る申請を千九百九十七年九月一日より認可する。担保危険に基づいて差異化には、次に掲げる危険要因に基づいて範囲料率外に料率を差異化することを含む。

- 年齢
性別
運転歴
使用目的(例えば、商業用、個人用)及び使用形態(例えば、年間走行距離)
地理(すなわち、北海道、四国、九州及び本州(本州は、東北、関東・甲信越、北陸・東海及び近畿・中国に分けられる。))の各地域)
車種
車の安全上の特性
車の所有台数

- 5 (a) 適当な当局は、生命保険サービス提供者の子損害保険会社に対しては次の傷害保険の引受けを認めない。

- (1) 法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財団(注1)向けに引き受けられ又はこれにより承認される(注2)単一の保険契約に基づく傷害保険

- 注1 「法人経営者のための非営利の業種横断的な社団若しくは財団」とは、全国法人会総連合、局連法人会、県法人会連合会、単位法人会、納税協会連合会、ブロック会及び納税協会をいう。

- 注2 「承認する」とは、推奨する又は後援することをいう。

- (ii) 旅行代理店を通じる国内旅行傷害保険及び海外旅行傷害保険

- (iii) 学校(公立であるか私立であるかを問わず、すべての段階の学校を含む)若しくは教職員、学生若しくは父母の組織若しくは団体(すなわち、学生団体、同窓会及びPTA)を通じて販売され又はこれにより承認される(注)学生向けの傷害保険

- 注 「承認する」とは、推奨する又は後援することをいう。

- (iv) 通信販売による傷害保険

- (v) 団体傷害保険。ただし、子保険会社が共同保険者の幹事会社として又は単独の保険者として活動する場合及び中小の又は外国の保険サービス提供者による同種の又は代替可能な商品の保険契約を直前の六箇月において有していなかった団体に販売する場合を除く。

- (vi) 積立傷害保険

- (vii) 適当な当局は、損害保険サービス提供者の子生命保険会社に対してはがん単品保険及び医療単品保険の引受けを認めない。また、適当な当局は、基本保険金額に対する

特約給付金額の比率に関し、新保険業法が千九百九十六年四月一日に施行される前に存在していた制限を維持する。

- (c) 適当な当局は、4に規定するところにより必要な立法上の変更が行われかつこれに伴う行政上の措置がとられた日までに次のすべての措置がとられていることを条件として、その日から二年半後に、(a)及び(b)に規定する第三分野における急激な変化を避けるための措置(注)を終了させる。この(c)の適用上、(i)、(ii)及び(v)に規定する措置の標準処理期間に於いて懸念に相違した例外的な事例の存在により、これらの措置がとられていないとはされない。

- 注 この措置は、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険及び長期障害特約には適用されない。

- (i) 適当な当局が、4(a)に規定する差異化された自動車保険の申請を九十日の標準処理期間内に認可すること。

- (ii) 適当な当局が、2に規定するところにより、商業用火災保険の付加率のアドバタイザリー制度の適用に係る契約当たり最低保険金額を引き下げることを。

- (iii) 適当な当局が、届出制に関し、(A) 3に掲げるボーラー・ターボセット保険から保証証券までの六の商品について届出制を実施すること。

- (B) 適当な当局に届出がされた3に掲げる十六の商品の販売を九十日の標準処理期間内に認める(すなわち、届出を受け入れる)こと。

- (iv) 4に規定するところにより、料率算出団体の会員が当該料率算出団体によって算出された料率を使用しなければならぬ義務を撤廃するために必要な立法上の変更が行われ、かつ、これに伴う行政上の措置がとられること。

- (v) 適当な当局が、差異化された商品又は

料率の申請に関し、提出された申請を九十日の標準処理期間内に認可すること。
(iii)及び(v)の措置は、この(c)に定める日の九十日前までに申請又は届出がされなかった場合には、とられているものとみなされる。

6 保険サービス提供者は、保険商品又は料率に係る書類であって自己が申請であると考えるものを適当な当局に対して提出したときは、当該適当な当局に対してその申請の位置付けを決定するよう要請することができ、当該適当な当局は、不当に遅延することなくそのような要請に応ずるものとし、当該書類を正式な申請であると認めるか否かを示す。

B 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)

1 適当な当局が投資一任契約に係るサービス提供者による運用を認める厚生年金基金の資産については、各厚生年金基金の設立後八年の経過を必要とする要件を三年に短縮する。

2 投資一任契約に係るサービス提供者が運用し得る厚生年金基金の資産については、その総資産の二分の一を上限とする。この上限については、千九百九十九年三月までに撤廃する。

3 年金福祉事業団の資産(各保険会社において合同して運用される資産を除く。)及び投資一任契約に係るサービス提供者が運用し得る厚生年金基金の資産(各保険会社において合同して運用される資産を除く。)の運用に関しては、年金の資金を運用するサービス提供者ごとの資産配分規制を適用しない。

4 投資信託の委託サービス及び投資一任契約に係るサービスについては、一の団体がその双方を提供することができ、もっとも、当該団体が、日本国の法律の関連する信用秩序の維持に係る規定及び適当な当局により定め

られる信用秩序の維持に係る基準に適合するものであることを条件とする。

5 適当な当局は、年金福祉事業団がその資産の運用において指定単の枠組みを通じた投資顧問会社の参加を許容することを認める。このような制度については、千九百九十九年における次の日本国の年金の財政再計算に際して再検討する。

「指定単」とは、信託銀行が提供する単独運用指定金銭信託をいう。指定単の下では、受益者は、購入される株式、債券その他の有価証券の個別の銘柄を特定しない。信託銀行は、国内法令により、指定単の元本を保証することを認められている。

6 適当な当局は、信用秩序の維持の見地から市場に対する最も適切な監督を行いつつ、証券商品分野における革新を受容するために迅速に対応するよう既存の枠組みを十分に活用する。

金融サービスに係る約束に関する了解
ウルグアイ・ラウンドの参加国は、金融サービスに関し、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）に基づく特定の約束を協定第三部に定める方法に代わる方法に基づいて行うことができる。この方法については次の了解に従って適用することが合意された。

(i) 当該方法は、協定の規定に抵触しないものとする。

(ii) 当該方法は、協定第三部に定める方法に従って特定の約束を記載する加盟国の権利を害さないものとする。

(iii) 当該方法に基づいて行われた特定の約束は、最惠国待遇に基づいて適用する。

(iv) 加盟国が協定に基づいて約束する自由化の程度について、予断を生ぜしめない。

関心を有する加盟国は、次に規定する方法に適合する特定の約束を、交渉に基づき、かつ、特定した条件及び制限を付して自国の約束表に記載する。

る。

A 現状維持

次のB及びCの約束に対して課される条件及び制限は、当該約束に適合しない現行の措置に限る。

B 市場アクセス

1 独占権

1 協定第八条の規定に加えて、次の規定を適用する。

加盟国は、金融サービスに係る自国の約束表に現行の独占権を掲げるものとし、当該独占権を撤廃し又は当該独占権の範囲を縮小するよう努める。この1の規定は、金融サービスに関する附属書1(b)の規定にかかわらず、同附属書1(b)に規定する活動について適用する。

2 公的機関が購入する金融サービス

2 加盟国は、協定第十三条の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の領域内で金融サービスを購入し又は取得するに当たり、当該領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し最惠国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。

3 加盟国は、非居住者である金融サービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ本人として又は仲介により若しくは仲介者として次のサービスを提供することを許可する。

(a) 次の事項に関連する危険に対する保険
(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）の当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。

(ii) 国際間の運送中の貨物
(b) 再保険及び再々保険並びに金融サービスに関する附属書5(a)(iv)に規定する保険

の補助的なサービス

(c) 金融サービスに関する附属書5(a)(iv)に規定する金融情報の提供、金融情報の移転及び金融データの処理並びに同附属書5(a)(iv)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）

4 加盟国は、自国の居住者が他の加盟国の領域内で次の金融サービスを購入することを許可する。

(a) 3(a)に規定する金融サービス

(b) 3(b)に規定する金融サービス

(c) 金融サービスに関する附属書5(a)(v)から(vi)までに規定する金融サービス

業務上の拠点

5 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者に対し、自国の領域内で業務上の拠点を設け又は拡張する権利（既存の企業の取得により業務上の拠点を設け又は拡張する権利を含む。）を与える。

6 加盟国は、5の規定に基づく自国の義務を回避せず、かつ、協定に定めるその他の義務に適合する場合には、業務上の拠点を設け又は拡張することを許可するための条件及び手続を課することができる。

新たな金融サービス

7 加盟国は、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、新たな金融サービスを当該領域内で提供することを許可する。

情報の移転及び処理
8 いかなる加盟国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づき場合を除くほか、当該機器の移転を

妨げる措置をとってはならない。この8の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する加盟国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が協定の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

人員の一時的な入国

9 (a) 加盟国は、自国の領域内に業務上の拠点を設けている他の加盟国の金融サービス提供者の次の人員が自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者のサービスの開設、管理又は営業にとって重要な専有の情報に有している上級の管理職員

(ii) 金融サービス提供者の業務上の専門家

(b) 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者の業務上の拠点に関連する次の人員が自国の領域内で有資格者として利用可能であることを条件として、自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者の会計、電子計算機サービス又は電気通信サービスの専門家

(ii) 保険数理又は法律の専門家

差別的でない措置

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

(a) 金融サービス提供者が当該加盟国の領域内で当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置

(b) 金融サービス提供者の活動が当該加盟国の領域全体に拡張することを制限する差別的でない措置

(c) 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措

置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、当該措置

(d) 他の加盟国の金融サービス提供者が業務を行い、競争し又は当該加盟国の市場に進出する能力に対し、協定の規定を尊重する措置であっても悪影響を及ぼす他の措置

ただし、この10の規定に基づいてとられる措置は、当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を不当に差別しないものとする。

11 加盟国は、10の(a)及び(b)に規定する差別的でない措置に関し、市場への進出の機会現在の程度及び他の加盟国の加盟国の金融サービス提供者が自国の領域内での一階級として既に享受している利益を限定し又は制限しないよう努める。ただし、この約束が当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者の結果として不当に差別することとならないことを条件とする。

C 内国民待遇

1 加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この1の規定は、加盟国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

2 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者が自国の金融サービス提供者と同等に金融サービスを提供するため自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し若しくはこれらを利用することを要求している場

合又は金融サービスの提供に当たりこれらの組織若しくは団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与えている場合には、当該組織又は団体が自国の領域内に居住している他の加盟国の金融サービス提供者に対し内国民待遇を与えることを確保する。

D 定義

この方法の適用上、

1 「非居住者である金融サービス提供者」とは、加盟国の領域へ他の加盟国の領域内に所在する事業所から金融サービスを提供する当該加盟国以外の加盟国の金融サービス提供者をいう。この場合において、当該金融サービス提供者が金融サービスを提供する当該加盟国の領域内に業務上の拠点を有するかの有しないかを問わない。

2 「業務上の拠点」とは、金融サービスを供給するための加盟国の領域内の企業をい、子会社(その全部又は一部が所有されているもの)、合併企業、組合、個人企業、フランチャイズ経営、支店、代理店、代表事務所その他の組織を含む。

3 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス(既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。)であつて、金融サービス提供者によって当該加盟国の領域内では提供されていないが他の加盟国の領域内では提供されているものをいう。

(我が国以外の特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表は省略)

(署名欄は省略)

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件
国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件
国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について、日本国憲法第

七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約

前文

締約国は、贈賄が国際商取引(貿易及び投資を含む。)において広範にみられる現象であり、深刻な道義的及び政治的問題を引き起こし、良い統治及び経済発展を阻害し並びに国際的な競争条件を歪めていることを考慮し、

すべての国が国際商取引における贈賄を防止する責任を共有することを考慮し、
千九百九十七年五月二十三日に経済協力開発機構(OECD)の理事会において採択された「国際商取引における贈賄の防止に関する改訂勧告」(C(九七)一二三最終版)において、国際商取引における外国公務員に対する贈賄を抑制し及び防止するための効果的な手段、特に、当該勧告に掲げる合意された共通の要素及び各国の基本的な法的原則(裁判権に関するものを含む。)に合致した方法により、かつ、効果的で協調された態様により、当該贈賄を速やかに犯罪とすることが求められていることを尊重し、

他の近年の進展(国際連合、世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関、米州機構、欧州評議会及び欧州連合の活動を含む。)により、公務員に対する贈賄の防止に関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、

贈賄を防止するための企業、商業団体、労働組合及び他の非政府機関による努力を歓迎し、
国際商取引において個人又は企業に対し贈賄が要求されることを防止する上で政府の役割を認識し、
この分野において進展を図るためには、一国における努力のみならず、多数国間の協力、監視及び事後措置が必要であることを認識し、

締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することがこの条約の不可欠の目的であり、このためそのような同等性から逸脱することなしに条約を批准することが必要であることを認識し、
次のとおり協定した。

第一条 外国公務員に対する贈賄

1 締約国は、ある者が故意に、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、外国公務員に対し、当該外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員又は第三者のために金銭上又はその他の不当な利益を直接に又は仲介者を通じて申し出、約束し又は供与することを、自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。

2 締約国は、外国公務員に対する贈賄行為の共犯(教唆、ほう助又は承認を含む。)を犯罪とするために必要な措置をとる。外国公務員に対する贈賄の未遂及び共謀については、自国の公務員に対する贈賄の未遂及び共謀と同一の程度まで、犯罪とする。

3 1及び2に定める犯罪を、以下「外国公務員に対する贈賄」という。

4 この条約の適用上、

a 「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者(任命されたか選出されたかを問わない)、外国のために公的な任務を遂行する者(当該外国の公的機関又は公的な企業のために任務を遂行する者を含む。)及び公的機関の職員又はその事務受託者をいう。

b 「外国」とは、国から地方までのすべての段階又は区分の政府を含む。

c 「外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控える」というときは、当該外国公務員に認められた権限の範囲内であるかないかを問わず、その地位を利用することを含む。

第二条 法人の責任

締約国は、自国の法原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。

第三条 制裁

1 外国公務員に対する贈賄には、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰を科する。刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとし、また、自然人の場合には、効果的な法律上の相互援助及び引渡しを可能とするために十分な自由の剝奪を含むものとする。

2 締約国は、その法制において刑事責任が法人に適用されない場合には、外国公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む）であつて、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。

3 締約国は、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。

4 締約国は、外国公務員に対する贈賄について制裁の対象となる者に対し、追加的な民事上又は行政上の制裁を科することについて考慮する。

第四条 裁判権

1 締約国は、自国の領域内において外国公務員に対する贈賄の全部又は一部が行われた場合においてこの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

2 国外において自国の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、そのような裁判権の設定に関する原則と同一の原則により、外国公務員に対する贈賄についても、国外において自国の国民によって行われた場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

3 この条約に定める犯罪が行われたとされる場合に二以上の国が裁判権を有する場合には、関係締約国は、そのいずれかの要請により、訴追のために最も適した裁判権を有する国を決定するために協議を行う。

4 締約国は、裁判権の設定に関する現行の基準が、外国公務員に対する贈賄を防止する上で効果的であるかを見直し、効果的でない場合には、改善措置をとる。

第五条 執行

外国公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、締約国において適用される規則及び原則に従う。外国公務員に対する贈賄の捜査及び訴追は、経済上の国家的利益に対する配慮、他国との関係に対する潜在的影響又は関係する自然人若しくは法人がいずれであるかに影響されてはならない。

第六条 出訴期限

外国公務員に対する贈賄に適用される出訴期限は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期間を与えるものとする。

第七条 資金洗浄

資金洗浄に係る法制の適用において自国の公務員に関する贈賄又は収賄を前提犯罪としている締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかわらず、同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用する。

第八条 会計

1 締約国は、外国公務員に対する贈賄を効果的に防止するために、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自国の法令の範囲内で、これらの法令に服する企業が、外国公務員に対して贈賄を行い又はそのような贈賄を隠蔽することを目的として、簿外勘定を設定し、帳簿外での取引若しくは不適切に識別された取引を実施し、架空の支出を記載し、目的が不正確に識別された負債を記入し又は虚偽の書類を使用することを禁止するため必要な措置をとる。

2 締約国は、1の企業の帳簿、記録、勘定又は財務諸表における1に規定する欠落又は虚偽の記載に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定める。

財務諸表における1に規定する欠落又は虚偽の記載に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定める。

第九条 法律上の相互援助

1 締約国は、国内法並びに関連する条約及び取決めに基づき最大限に可能な範囲で、この条約に定める犯罪について他の締約国によって行われる捜査若しくはその他の刑事手続又は法人に対して他の締約国によりこの条約の範囲内で行われる刑事手続以外の手続に関し、迅速かつ効果的な法律上の援助を当該他の締約国に与える。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国の情報又は文書について遅滞なく通報し、また、要求がある場合には、当該要請についての検討の状況又は結果を通報する。

2 締約国が双罰性を法律上の相互援助の条件とする場合には、この条件は、援助の要請に係る犯罪がこの条約に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

3 締約国は、銀行による秘密の保持を理由として、この条約の範囲内の刑事問題について法律上の相互援助を行うことを拒否することができない。

第十條 犯罪人引渡し

1 外国公務員に対する贈賄は、締約国の国内法及び締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

2 犯罪人引渡条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を外国公務員に対する贈賄に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

3 締約国は、外国公務員に対する贈賄に関し、自国の国民であっても引き渡すことができるか又は訴追することができるよう確保するために必要な措置をとる。外国公務員に対する贈賄に

関するある者の犯罪人引渡しの請求を当該者が自国の国民であることのみを理由として拒否した締約国は、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

4 外国公務員に対する贈賄に関する犯罪人引渡しは、締約国の国内法並びに適用される条約及び取決めに定める条件に従う。締約国が双罰性を犯罪人引渡しの条件とする場合には、この条件は、犯罪人引渡しの請求に係る犯罪が第一条に定める犯罪であるときは、満たされているものとする。

第十一条 責任のある当局

協議に関する第四条3、法律上の相互援助に関する第九条及び犯罪人引渡しに関する第十条の規定の適用上、締約国は、当該締約国のためにこれらの事項について連絡経路となる当局であつて、要請若しくは請求を行い又はこれらを受ける責任を有するものを経済協力開発機構事務総長に通報する。もっとも、その通報は、締約国間の他の取決めの適用を妨げるものではない。

第十二条 監視及び事後措置

締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。当該計画は、締約国がコンセンサス方式により別段の決定を行わない限り、経済協力開発機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会（又はその役割を継承するもの）の枠組みにおいて、その付託事項に基づき、実行する。締約国は、当該計画の費用を、この作業部会（又はその役割を継承するもの）に適用される規則に従って負担する。

第十三条 署名及び加入

1 この条約は、その効力発生の時まで、経済協力開発機構の加盟国による署名及び同機構の国際商取引における贈賄に関する作業部会の完全な参加国となるように招請された非加盟国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、その効力発生の後、経済協力開発機構の加盟国である非署名国による加入及び

国際商取引における贈賄に関する作業部会(又はその役割を継承するもの)の完全な参加国となった非署名国による加入のために開放しておく。これらの非署名国については、この条約は、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十四条 批准及び寄託者

1 この条約は、署名国により、それぞれ自国の法令に従って受諾され、承認され又は批准されなければならない。

2 受諾書、承認書、批准書又は加入書は、この条約の寄託者を務める経済協力開発機構事務総長に寄託する。

第十五条 効力発生

1 この条約は、附属書に掲げる最大の輸出額を有する十の国のうちの五の国であつて、その輸出額の総計がこれらの十の国の輸出額の総計の少なくとも六十パーセントを占めるものが受諾書、承認書又は批准書を寄託した日の後六十日目の日に効力を生ずる。この条約は、その効力発生後に受諾書、承認書又は批准書を寄託する署名国については、これらの文書の寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

2 千九百九十八年十二月三十一日後、この条約が1の規定に従って効力を生じない場合には、受諾書、承認書又は批准書を寄託したいかなる署名国も、この2の規定に従つてこの条約が効力を生ずることを受け入れる用意がある旨を寄託者に対し書面によって宣言することができ

る。この条約は、少なくとも二の署名国がそのような宣言書を寄託した日の後六十日目の日に当該署名国について効力を生ずる。この条約は、そのような効力発生後に宣言書を寄託する署名国については、寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十六条 改正

いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、改正案をその審議のための締約国の会議の開催の少なくとも六十日前までに他の締約国に送付する。締約国のコンセンサス方式により又は締約国がコンセンサス方式によって決定した他の方法により採択された改正案は、すべての締約国の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後六十日、又は当該改正案の採択の際に締約国が特定した他の状況において、効力を生ずる。

第十七条 脱退

締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができ、脱退は、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。脱退の後、脱退の効力発生の日に行われたすべての援助の要請又は犯罪人引渡し請求については、締約国と脱退した締約国との間において協力を継続する。

千九百九十七年十二月十七日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書を作成した。

附属書 DAFRE-IME-BR(九七)一八最終版

経済協力開発機構の加盟国の輸出統計

経済協力開発機構の加盟国の輸出	
一九九〇—一九九六年	一九九〇—一九九六年
百万合衆国ドル	最大の輸出額を有する十の国の輸出額の総計に占める割合%

合衆国	二八七、一一八	一五・九%	一九・七%
ドイツ	二五四、七四六	一四・一%	一七・五%
日本国	二二二、六六五	一一・八%	一四・六%
フランス	一三八、四七一	七・七%	九・五%
連合王国	一一一、二五八	六・七%	八・三%
イタリア	一一一、四四九	六・二%	七・七%
カナダ	九一、二一五	五・一%	六・三%
大韓民国(注)	八一、三六四	四・五%	五・六%
オランダ	八一、二六四	四・五%	五・六%
ベルギー・ルクセンブル	七八、五九八	四・四%	五・四%

最大の輸出額を有する十の国の輸出額の総計	一、四五九、一四八	八一・〇%	一〇〇・〇%
----------------------	-----------	-------	--------

スペイン	四二、四六九	二・四%	
スイス	四〇、三九五	二・二%	
スウェーデン	三六、七一〇	二・〇%	
メキシコ(注)	三四、二三三	一・九%	
オーストラリア	二七、一九四	一・五%	
デンマーク	二四、一四五	一・三%	
オーストリア(注)	二二、四三二	一・二%	
ノルウェー	二一、六六六	一・二%	
アイルランド	一九、二一七	一・一%	
フィンランド	一七、二九六	一・〇%	
ポーランド(注)(**)	一一、六五二	〇・七%	
ポルトガル	一〇、八〇一	〇・六%	
トルコ(注)	八、〇二七	〇・四%	
ハンガリー(注)	六、七九五	〇・四%	
ニュー・ジブラント	六、六六三	〇・四%	
チェコ(注)(***)	六、二六三	〇・三%	
ギリシャ(注)	四、六〇六	〇・三%	
アイスランド	九四九	〇・一%	
経済協力開発機構の加盟国の輸出額の総計	一、八〇一、六六一	一〇〇・〇%	

* 千九百九十一—千九百九十五年
** 千九百九十一—千九百九十六年
*** 千九百九十三—千九百九十六年
出所 経済協力開発機構(注)については国際通貨基金

ベルギー・ルクセンブルグについて
ベルギー及びルクセンブルグについての貿易統計は、両国を一地域として算出したもののみが利用可能である。第十五条1の規定の適用上、ベルギー又はルクセンブルグのいずれか一方が受諾書、承認書又は批准書を寄託した場合並びにベルギー及びルクセンブルグの両国が受諾書、承認書又は批准書を寄託した場合には、最大の輸出額を有する十の国のうちの一の国がその文書を寄託したものとみなし、かつ、両国を一地域として算出した輸出額を、当該規定により効力発生に必要とされる十の国の輸出額の総計の六十パーセントに算入する。

平成十年六月一日印刷

平成十年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局